資料

社会保障について①
（総論、年金、介護、子ども・子育て）

財務省

2019年10月9日

1．総論

2．年金

3．介護

4．子ども・子育て

※医療については後日ご説明

1990年度と2019年度における国の一般会計歳出・歳入の比較

○　2019年度予算における社会保障関係費は約34兆円。

○　2019年度予算と1990年度予算を比較すると、歳出面では社会保障関係費のみが大きく増加、歳入面では特例公債が増加しており、将来世代への負担の付け回しが増加している。（一方で、社会保障以外の政策的支出はほとんど増加していない。）

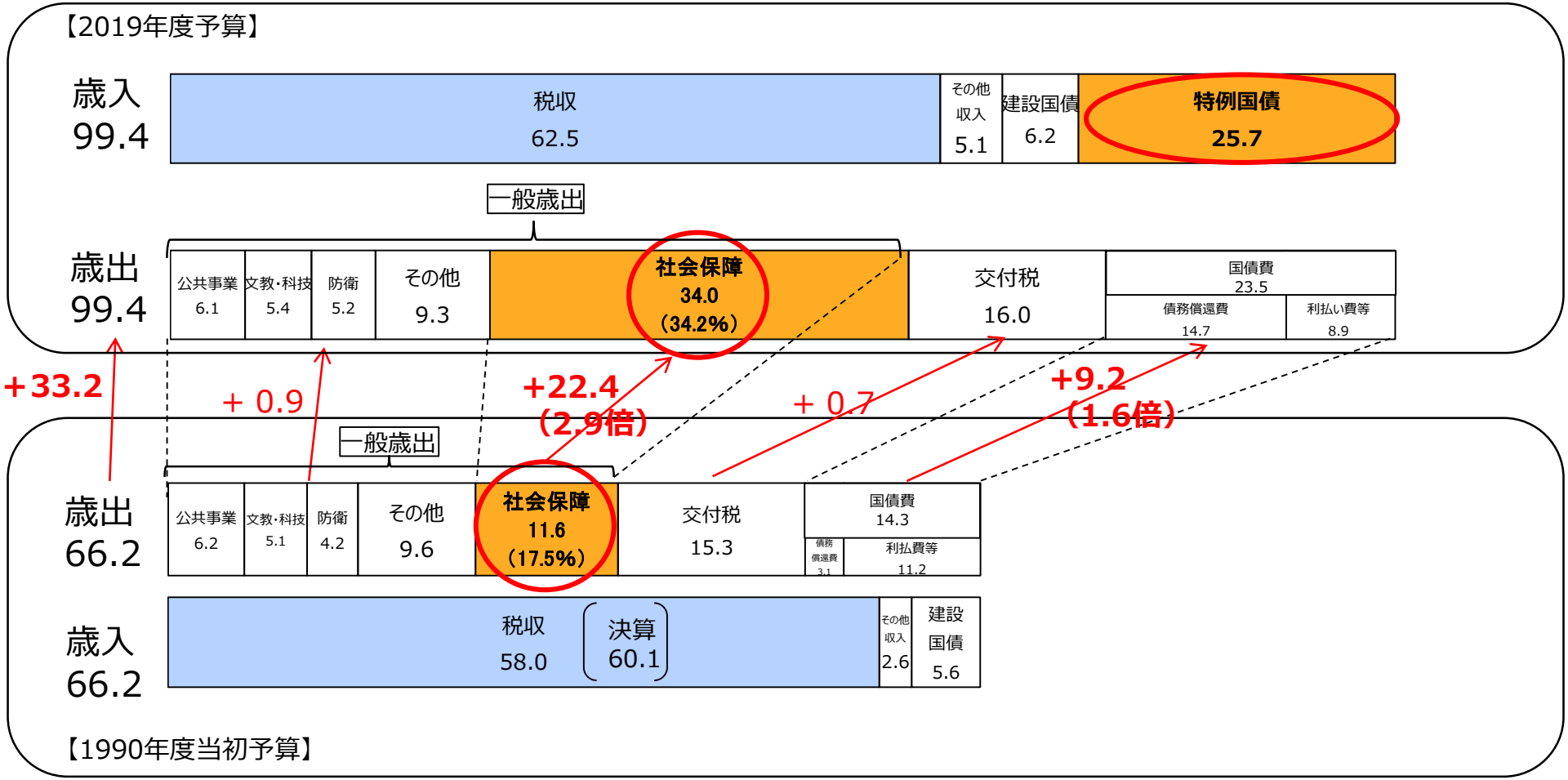

（注１）括弧内は一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合。
（注２）1990年度の一般歳出には、産業投資特別会計への繰入等を含む。
（注３）2019年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を除いたもの。

（単位　：　兆円）

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

○　わが国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の５割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。

○　その結果、近年、公費の比重の大きい高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（＝財政悪化の要因）。

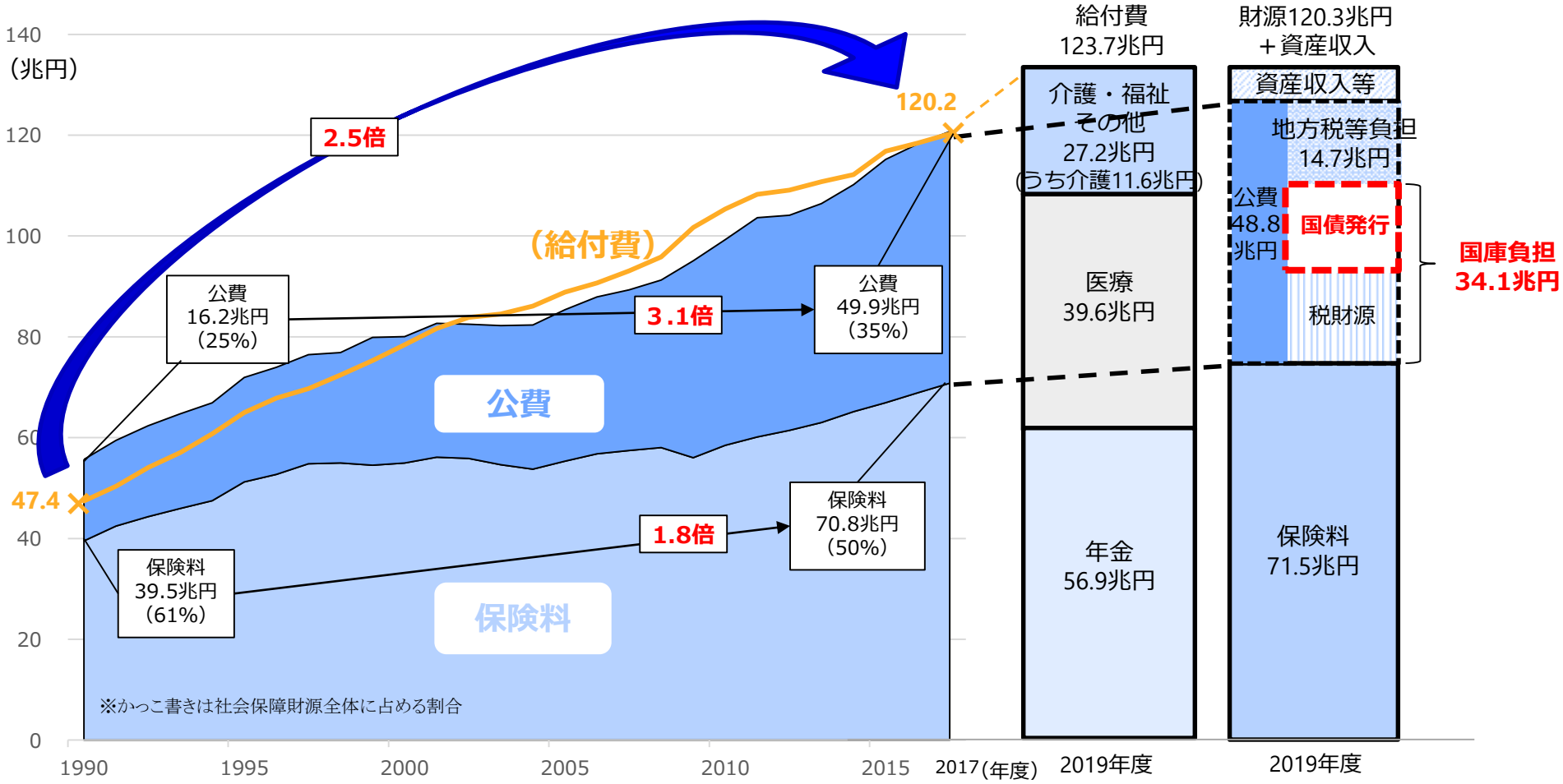

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2019年度は厚生労働省（当初予算ベース）による。

今後の人口動態の変化（高齢化と支え手の減少）

○　医療費・介護費に大きな影響を与える後期高齢者数は2030年まで大幅増加、その後ほぼ横ばいが続き、2040年ごろから再び増加。
○　一方で保険制度の主たる「支え手」となる20~74歳の人口は、今後中長期的に大幅な減少が続く。
○　「支え手」に関しては、高齢者や女性の労働参加を促していくことが重要。しかし、仮に労働参加率の上昇を想定したとしても、2030年以降、労働力人口は大幅に減少。

◆　中長期的な人口の変化（１年あたり）

団塊の世代が後期高齢者になり始める　▼　団塊の世代がすべて後期高齢者になる　▼　団塊ジュニアが後期高齢者になり始める　▼

	2022-2025	2026-2030	2031-2040	2041-2050	2051-2060
全人口	1年あたり ▲57万人	1年あたり ▲68万人	1年あたり ▲82万人	1年あたり ▲90万人	1年あたり ▲91万人
75歳以上（後期高齢者）	1年あたり ＋75万人	1年あたり ＋22万人	1年あたり ▲5万人	1年あたり ＋18万人	1年あたり ▲3万人
20-74歳	1年あたり ▲107万人	1年あたり ▲67万人	1年あたり ▲58万人	1年あたり ▲93万人	1年あたり ▲71万人

後期高齢者急増

支え手の急減

（出所）　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位）総務省「人口推計」

高齢者人口の伸び率

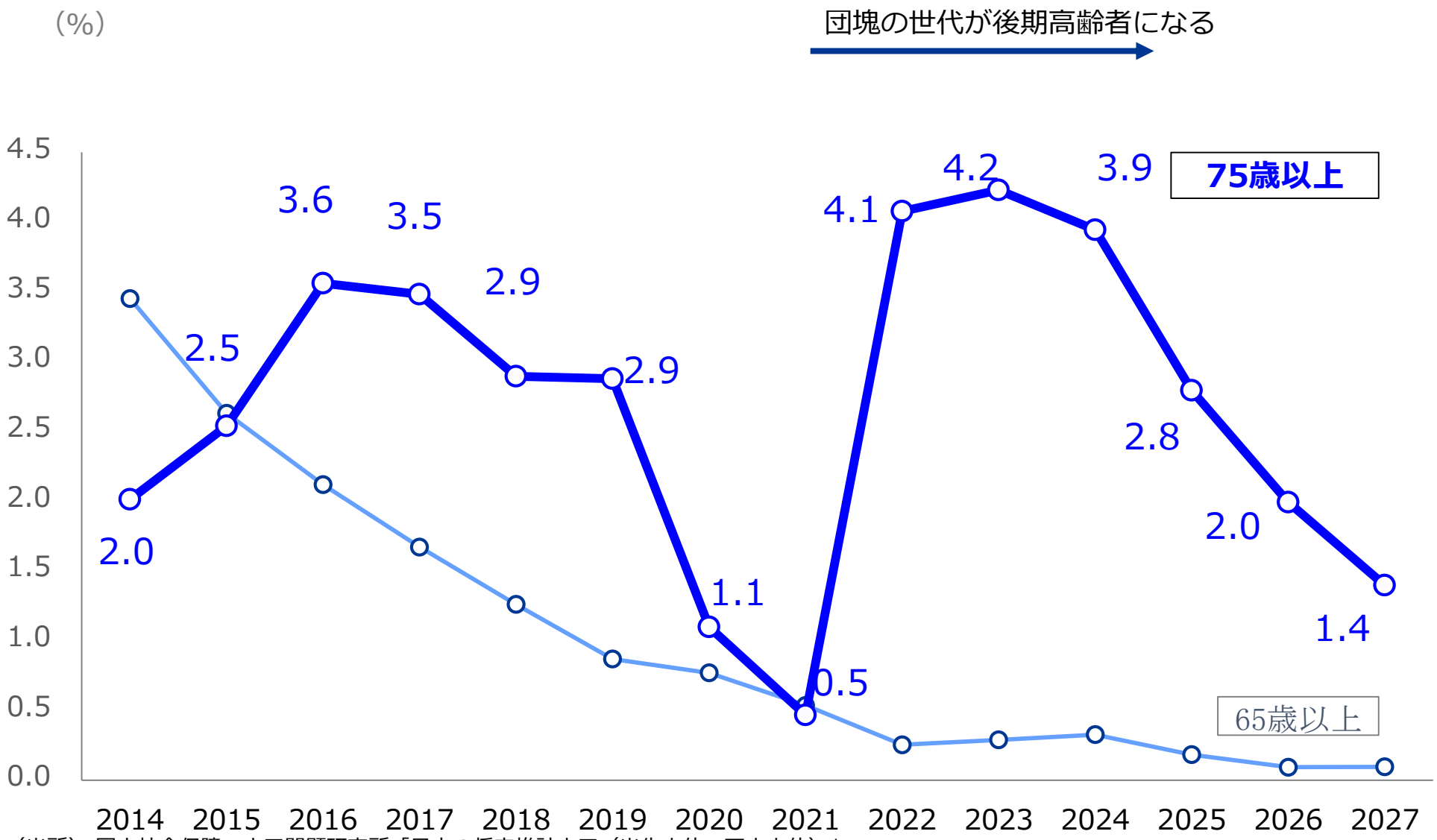

（出所） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」

給付と負担のバランスの回復（持続可能性の確保）に向けた方策

（ＯＥＣＤ諸国における社会保障支出と国民負担率の関係）

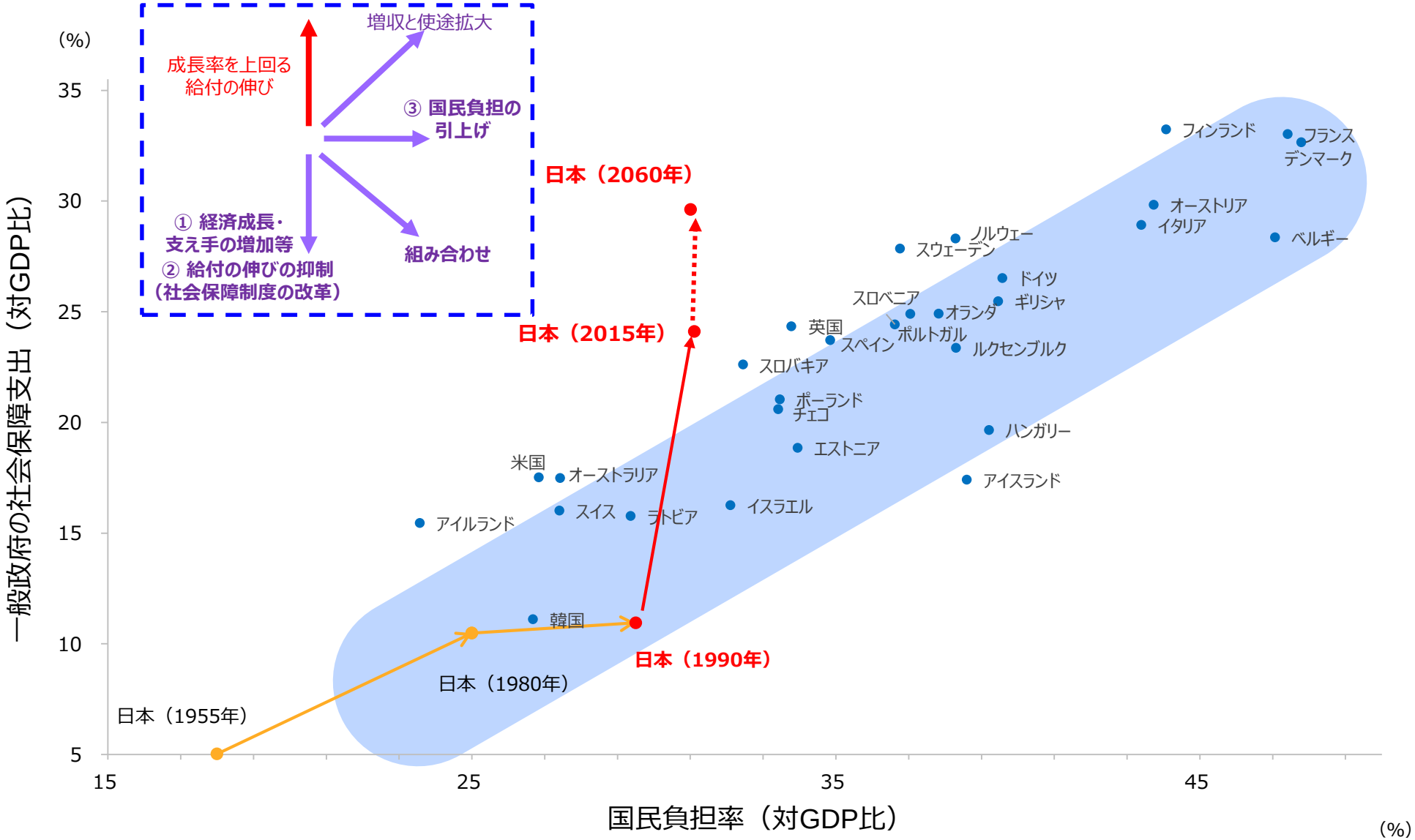

（出典） 国民負担率： OECD “ National Accounts”、“Revenue Statistics”、 内閣府「国民経済計算」等。
社会保障支出： OECD “ National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。
（注１） 数値は、一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
（注２） 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績（アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績）。
（注３） 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計（改訂版）」（2018年４月６日 起草検討委員提出資料）より作成。

給付と負担のバランスの回復に向けた改革の方向性

視点	**給付・サービスの範囲の見直し** 技術の高度化や多様化も踏まえ、「共助」「公助」で提供すべき給付・サービスはどこまでか	**給付・サービスの効率的な提供** 国民負担を抑制しながら「共助」「公助」により必要な給付・サービスを提供するためにはどうすべきか	**時代に即した公平な給付と負担** 人口減少高齢化・ライフスタイルの多様化の中で、公平な給付と負担はどうあるべきか
今後の検討事項	【医療】 ○ 薬剤の自己負担引き上げ ○ 外来受診時の定額負担 【介護】 ○ ケアマネジメントの利用者負担の導入 ○ 軽度者へのサービスの地域支援事業への更なる移行 【子ども・子育て】 ○ 高所得者への児童手当の見直し	【医療】 ○ 地域医療構想の推進 ○ 診療報酬の合理化・適正化 ○ 薬価・調剤報酬の見直し 【介護】 ○ 地域支援事業の有効活用 ○ インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化等 【子ども・子育て】 ○ 保育サービスの効率的な提供に向けた公定価格の見直し	【医療】 ○ 後期高齢者の自己負担の在り方 【介護】 ○ 利用者負担の更なる見直し ○ 補足給付の要件見直し 【子ども・子育て】 ○ 世帯の就労形態の変化を踏まえた児童手当の所得制限の見直し

全世代型社会保障検討会議の開催について（令和元年9月18日）（抄）

１．趣旨

少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行うため、全世代型社会保障検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

２．構成

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	西村 康稔	全世代型社会保障改革担当大臣
構成員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	高市早苗	総務大臣
	加藤勝信	厚生労働大臣
	菅原一秀	経済産業大臣

（有識者）

遠藤久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
鎌田耕一	東洋大学名誉教授
櫻田謙悟	SOMPO ホールディングス株式会社 グループCEO 取締役 代表執行役社長
清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長
中西宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
新浪剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
増田寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授

（有識者は五十音順）

- 第１回全世代型社会保障検討会議（令和元年９月２０日）　安倍総理とりまとめ発言抜粋

（安倍総理）

本日新たに審議を開始する、**この全世代型社会保障検討会議においては、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生１００年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、更には現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、医療、介護、労働など、社会保障全般に渡る持続可能な改革を更に検討していきます。**西村全世代型社会保障改革担当大臣を始め、加藤厚生労働大臣など、関係大臣の総力を挙げて早速具体的な検討を開始していただきたいと思います。

- 西村大臣会見模様抜粋（令和元年９月１１日）

（西村大臣）

検討会議でこの全世代型社会保障改革の基本的考え方と具体的な方針を取りまとめていくことを考えております。年末までに中間報告、そして来夏までに最終報告を取りまとめる方向で考えております。その中で、既に骨太方針の中でも書かれておりますけれども、年金と介護につきましては、来年の通常国会での法改正も視野に検討を進めていきたいというふうに思っております。ですので、年末までの中間報告、来年夏までの最終報告に向けて、しっかりと議論していきたいというふうに思います。

1．総論

2．年金

3．介護

4．子ども・子育て

年金制度の概要

現行の年金制度の枠組み

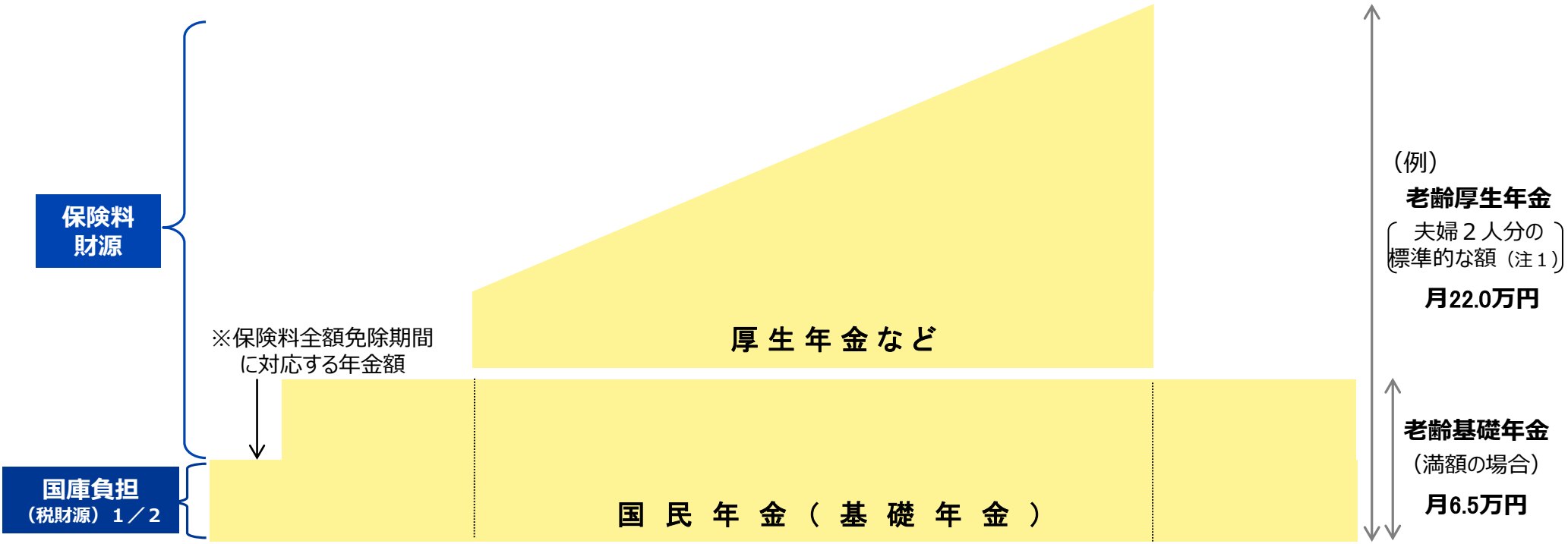

第１号被保険者	第２号被保険者等 注２	第３号被保険者
1,505万人	4,358万人	870万人
（自営業者等）	（民間サラリーマン、公務員等）	（第2号被保険者の被扶養配偶者）
国民年金保険料 月1.6万円	厚生年金保険料 標準報酬額の18.3%（労使折半）	
※所得等に応じて、保険料の全部又は一部を免除		

※　被保険者数は平成29年度末現在

注１　夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円と仮定）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯（モデル世帯）の年金額（夫婦２人分の老齢基礎年金を含む）。

注２　第２号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第２号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

公的年金制度とライフコース

全ての人がライフコースに応じて現役時代に保険料を負担し、引退後、その負担に対応した年金を受給できる。（社会保険の仕組み）

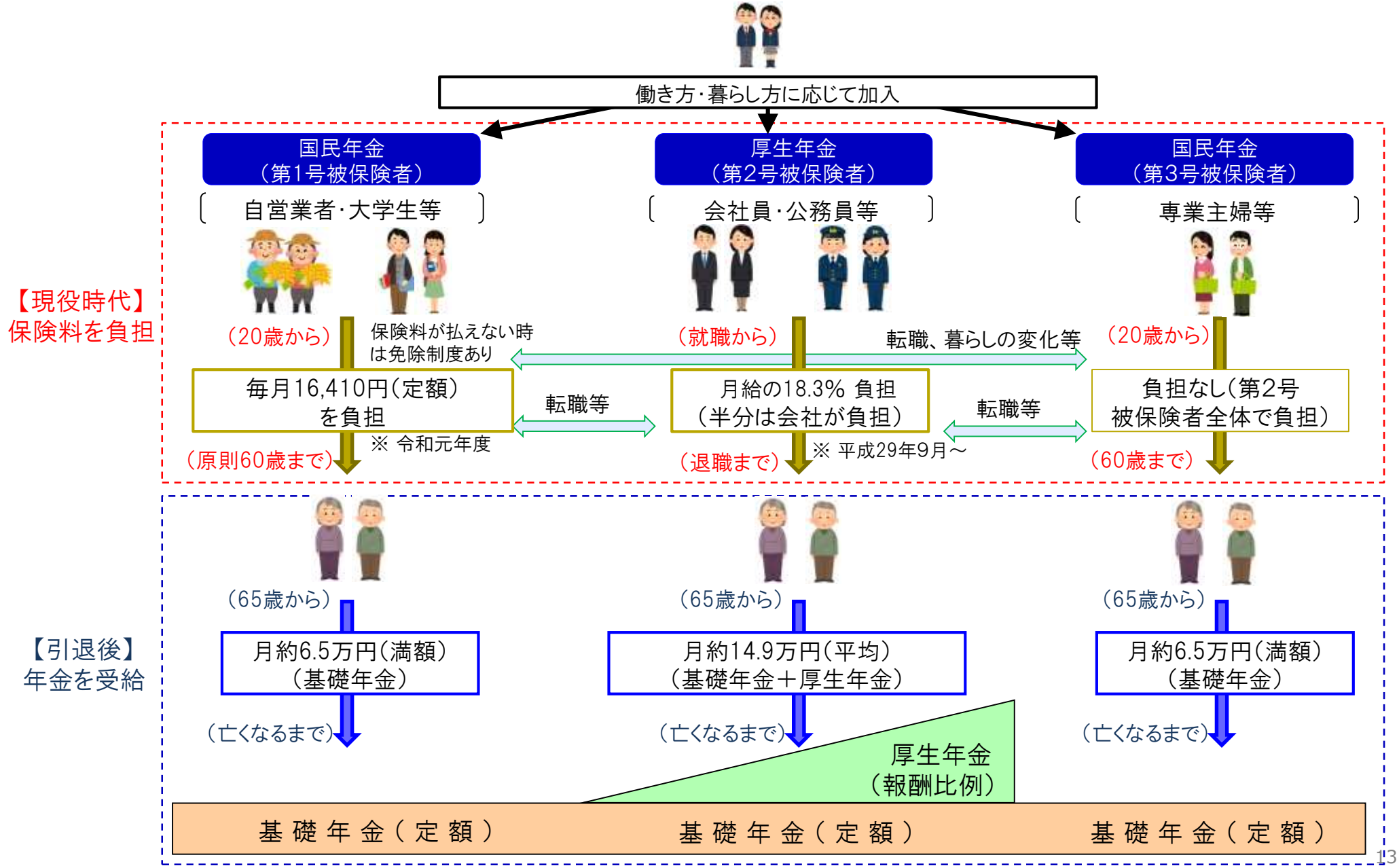

公的年金制度の保険料負担と年金給付

	国民年金制度	厚生年金制度
保険料負担	**月16,410円（令和元年度）** →平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。 →平成29年度以降、16,900円（平成16年度価格）で固定。 ※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格） ※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。	**その月の報酬×18.3%（H29.9～）** （労使折半） →平成17年度から毎年0.354%ずつ引上げ。 →平成29年9月以降、18.3%で固定。 ※数値は民間被用者のもの ※月36万円稼いでいる人であれば、本人が、月々32,940円（36万×18.3%×1/2）負担。
	受給資格期間（10年※）を満たすことが必要　※平成29年8月から受給資格期間を25年から10年に短縮	
年金給付	基礎年金（老齢）（65歳～） 給付額は、保険料を納付した期間で決定。（満額は定額） **月　65,008円（令和元年度満額）** × **保険料を納付した月数 / 480月** ※ 保険料全額免除期間＝1/2月 又は 1/3月として計算	厚生年金（老齢）（65歳～） 給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間で決定。（報酬比例） **平均標準報酬** × **5,481 / 1,000** × **被保険者期間（月数）** ÷ 12 賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。（賃金スライド） （40年加入した場合、年収の約22%（賞与を除いた月収ベースで28.5%）が保証される計算（マクロ経済スライドによる調整を考慮しない場合）） 平均受給額：**月14.9万円**（基礎含む）（29年度末）
	平均受給額：**月5.6万円**（29年度末）	

年齢と公的年金等の適用（加入）・受給との関係

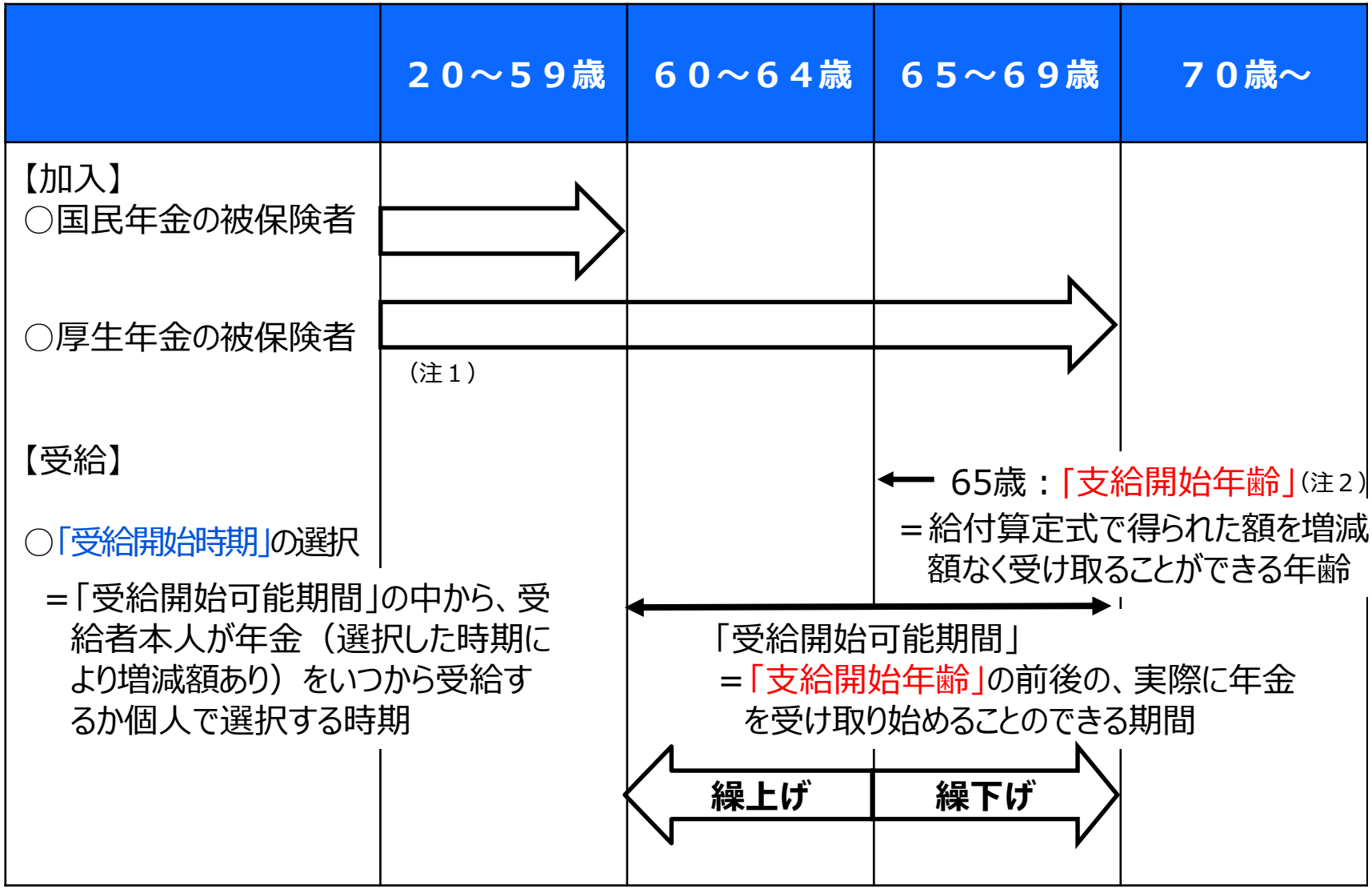

注１　20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

注２　厚生年金について、男性は2025年まで、女性は2030年までにかけて、65歳への引き上げの途上にある。現在、受給を開始できる者は、男性63歳、女性61歳である。

公的年金全体の資金の流れ

国　民

〇公的年金加入者数（29年度末）　6,733万人

第1号被保険者　第2号被保険者等　第3号被保険者

1,505万人

4,358万人

870万人

〇 受給権者数（29年度末）　4,077万人

・老齢基礎年金
　月6.5万円　（満額の場合）

・老齢厚生年金
　月22.0万円 ※

いずれも31年４月以降の年金額

※　夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円と仮定）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯（モデル世帯）の年金額（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む）

保　険　料

38.9兆円　（令和元年度予算ベース）

国民年金保険料　：16,410円（H31.4～）

厚生年金保険料率：18.3%（H29.9～）（労使折半）

Ex）標準報酬月額が36万円であれば、32,940円（＝36万円×18.3%×1/2）を、本人が月々負担。

※数値は民間被用者のもの

年　金　給　付

55.1兆円　（令和元年度予算ベース）

（参考）国の一般歳出
59.9兆円（令和元年度予算）

年 金 制 度

国民年金
厚生年金

年金積立金資産額

（国民年金、厚生年金）
（平成29年度末）
164.1兆円（時価ベース）

国民年金分：　9.2兆円
厚生年金分：154.9兆円

（共済年金分（34.0兆円）を含めれば198.1兆円）

国　等

年金への国庫負担等

13.0兆円
（令和元年度予算ベース）

※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額（令和元年度予算ベース）については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

※　国等の「等」は地方公共団体（地共済分）

財政検証

平成16年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

○　平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
○　保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の２分の１への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

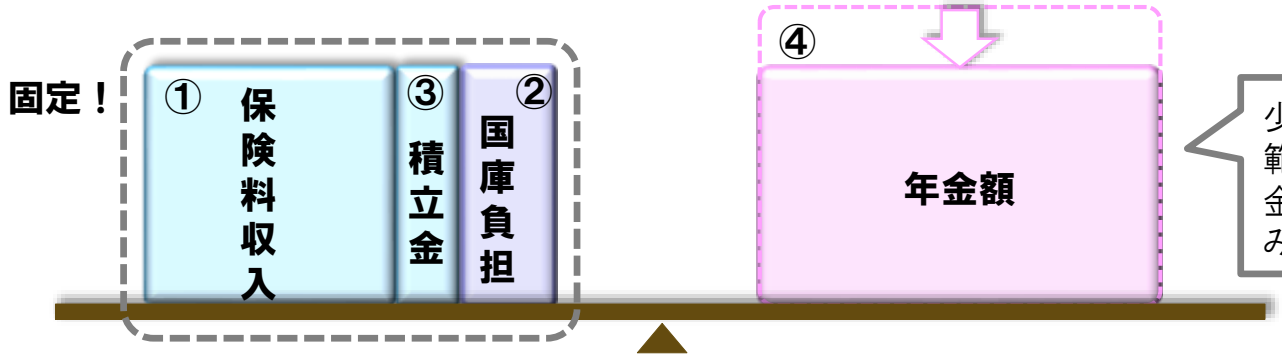

少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29（2017）年度以降の保険料水準の固定。　（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）
・厚生年金　：　18.3%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）
・国民年金　：　16,900円※平成16年度価格　（平成17年4月から毎年280円引上げ）
※　産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格）。　※現在の国民年金保険料　：16,410円（H31.4～）

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※　標準的な厚生年金の所得代替率：６１．７％（令和元年度）　⇒　５１．９％～　５０．８％　（令和２８～２９年度）　<令和元年財政検証・ケースⅠ～Ⅲ>

マクロ経済スライド

意義

○ 平成16年改正において、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、**現役世代の過重な負担を回避**し、**年金制度の長期的な持続可能性と国民の信頼を確保**するため、**保険料の上限を固定し、長期的に給付を調整するマクロ経済スライドを導入**（年金財政のフレームワーク）。

○ マクロ経済スライドは、現在の受給世代と、将来の受給世代の給付の**バランスを調整するもの**であり、これを適切に発動することが、**将来世代の給付水準の確保**に不可欠。

具体的な調整率・調整期間

○ **平均余命の伸長の影響**（▲0.3%） × **公的年金被保険者数減少の影響**（過去3年度平均で毎年設定）

○ **実際に発動をしたのは平成27年度及び令和元年度。**

↓

平成１６年改正当時の想定は平均▲０.６％
令和元年度は＋０.１％

保障措置

○ **前年度の年金の名目額を下回らないようにする（名目下限措置）**

⇒物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動。

⇒例えば、物価変動率が0.8%、マクロ経済スライド調整率が▲1.0%の場合、調整は0.8%分のみとして、年金額の改定率は0.0%となる。

<年金給付費と保険料収入のバランスの変化のイメージ>

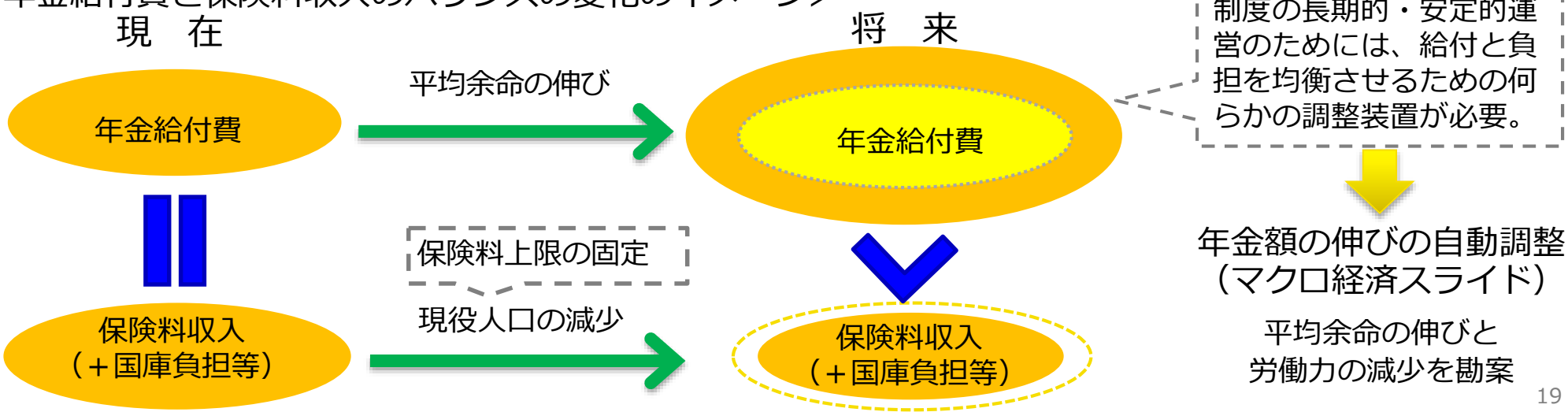

財政検証について

平成１６年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

○ 上限を固定した上での保険料の引上げ
（最終保険料（率）は国民年金16,900円（平成16年度価格）、厚生年金18.3%）

※ 産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円（平成16年度価格）

○ 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

○ 積立金の活用　（おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費１年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる）

○ 基礎年金国庫負担の２分の１への引上げ

人口や経済の動向

財政検証

少なくとも5年ごとに、

○ 財政見通しの作成

○ 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

を行い、**年金財政の健全性を検証する**

→ **次の財政検証までに所得代替率（※）が５０％を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる**

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

	所得代替率※	**＝（夫婦２人の基礎年金**	**＋**	**夫の厚生年金）**	**／**	**現役男子の平均手取り収入額**
令和元年度：	**６１．７％**	**１３．０万円**		**９．０万円**		**３５．７万円**

※モデル世帯（夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円と仮定）で40年間就業し妻がその期間全て専業主婦であった世帯）のもの

2019（令和元）年財政検証の諸前提

人口の前提 ―「日本の将来推計人口」（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）　【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命		
2015年（実績）	2065年	2015年（実績）		2065年
1．45 →	出生高位　1．65	男　80．75 女　86．99 →	死亡高位（余命の延びが小さい）	男　83．83 女　90．21
	出生中位　1．44		死亡中位	男　84．95 女　91．35
	出生低位　1．25		死亡低位（余命の延びが大きい）	男　86．05 女　92．48

【前回との比較（中位推計）】

○出生率は**向上**　1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)

○平均寿命は**伸長**
男 84.19 / 女 90.93 (2060) ⇒ 男 84.95 / 女 91.35 (2065)

○高齢化率**低下**　40.4%(2065)⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 ―「労働力需給の推計」（2019年3月、（独）労働政策研究・研修機構）

【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 ―社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

⇒　長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした**【幅の広い6ケース】**

※　長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り 実質<対物価>	運用利回り スプレッド<対賃金>	経済成長率（実質）2029年度以降20～30年
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】

○労働参加は**進展**（労働参加が進むケース）
就業率　58.4%(2030)⇒ 60.9%(2040)

○経済前提は**控えめ**に設定　（長期の前提）
- TFP上昇率
  1.8%～1.0%（ケースA～E）⇒ 1.3%～0.9%（ケースⅠ～Ⅲ）
- 実質賃金上昇率＜対物価＞
  2.3%～1.3%（ケースA～E）⇒ 1.6%～1.1%（ケースⅠ～Ⅲ）
- 実質運用利回り＜対物価＞
  3.4%～3.0%（ケースA～E）⇒ 3.0%～2.8%（ケースⅠ～Ⅲ）
- 実質的な運用利回り＜スプレッド（対賃金）＞
  1.7%～1.1%（ケースA～E）⇒ 1.7%～1.4%（ケースⅠ～Ⅲ）

その他の制度の状況等に関する前提　―　被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

２０１９年財政検証結果

○ 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も**所得代替率50%を確保**

※ 経済前提は、前回よりも控えめに設定（実質賃金上昇率　前回：2.3% ～ 0.7%　→　今回：1.6% ～ 0.4%）

※ 労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提（就業率　前回：2030年推計：58.4%　→　今回：2040年推計：60.9%）[労働参加が進むケース]

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率　＝（夫婦2人の基礎年金　＋　夫の厚生年金）／　現役男子の平均手取り収入額

2019年度：　61．7%　　13．0万円　　9．0万円　　35．7万円

所得代替率

高

低

経済前提	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		経済成長率（実質）2029年度以降20～30年
経済成長と労働参加が進むケース（内閣府試算の成長実現ケースに接続）	ケースⅠ　51．9 %　（2046（令和28）年度）		2014年財政検証 ケースA～E 51．0%～50．6%	0.9%
	ケースⅡ　51．6 %　（2046（令和28）年度）			0.6%
	ケースⅢ　50．8 %　（2047（令和29）年度）			0.4%
経済成長と労働参加が一定程度進むケース（内閣府試算のベースラインケースに接続）	ケースⅣ　（50．0 %）　（2044（令和26）年度） （注）46．5％　（2053（令和35）年度）		ケースF～G（注） 45．7%～42．0%	0.2%
	ケースⅤ　（50．0 %）　（2043（令和25）年度） （注）44．5％　（2058（令和40）年度）		（注）機械的に給付水準調整を進めた場合	0.0%
経済成長と労働参加が進まないケース（内閣府試算のベースラインケースに接続）	ケースⅥ　（50．0 %）　（2043（令和25）年度） 機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%～36%程度		ケースH 完全賦課方式での給付水準は37%～35%程度	▲0.5%

※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

オプション試算

○「社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年８月６日）」抜粋
年金制度の財政検証については･･･一体改革関連で行われた制度改正の影響を適切に反映することはもちろん、**単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、･･･課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改正につなげていくべき。**

○ 財政検証に伴う**オプション試算を行うのは、今回（令和元年）が２度目。**

«試算の結果»

現行の仕組み
５０．８％

※ 経済前提ケースⅢにおける給付水準調整後の所得代替率（モデル世帯）

被用者保険の適用拡大

年金の給付水準にとってプラス

５１．４％（+０．５%）↑

※ 現行の企業規模要件（501人以上）を廃止した場合（約１２５万人拡大）

繰下げ受給

年金の給付水準にとってプラス

７０歳まで働いて受給開始	７５歳まで働いて受給開始
７６．１％（+２５．３%）↑	**９５．２％（+４４．４%）↑**

年金の受給開始時期について、75歳も選択可能とした場合（機械的に現行の70歳までと同じ繰下げ増額率をあてはめ、84%で試算）

６５歳以上の在職老齢年金の見直し

基準額（47万円）の引上げ	廃止
５０．６％（▲０．２%）↓	**５０．４％（▲０．４%）↓**

・現在停止されている高所得者への支給が増加
・モデル世帯の所得代替率は若干低下

年金分野の課題

経済財政運営と改革の基本方針2019（抄）（令和元年６月21日閣議決定）

第３章 経済再生と財政健全化の好循環
２．経済・財政一体改革の推進等　　（２）主要分野ごとの改革の取組
① 社会保障
（多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等）
　高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、**被用者保険の適用拡大**について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。（中略）
　短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。（中略）
　高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意した上で、**繰下げ制度の柔軟化**を図るとともに、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ**在職老齢年金の在り方**等を検討し、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。また、老後の生活設計の選択を支援するため、随時ねんきん定期便等の記載を見直す。

第２章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり
１．成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化　（２）全世代型社会保障への改革
① 70 歳までの就業機会確保
（年金制度との関係）
　70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている**年金支給開始年齢の引上げは行わない**。他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。
　このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

働き方をめぐる変化と被用者保険の適用拡大①

○　女性や高齢者の労働参加を背景に、パート・アルバイトは増加傾向にある中、国民年金の１号被保険者を見ると、被用者でありながらも厚生年金の適用対象となっていない層も増加。

※　１号被保険者に占める常用雇用及び臨時・パートの割合 ： 26.4%（1999年） → 40.3%（2017年）

○　こうした中、これまで週30時間以上とされていた被用者保険の適用範囲については、2016年10月から、501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす場合、週20時間以上の短時間労働者にも拡大された。

（2017年4月から、500人以上の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大も可能とされた。）

週30時間以上 ⇨

①2016年10月～

(1)週労働時間20時間以上
(2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
(3)勤務期間１年以上見込み
(4)学生は適用除外
(5)従業員　501人以上の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

⇨

②2017年４月～

左記(1)～(4)の条件の下、500人以下の企業等について、
・民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に
・国・地方公共団体は、適用

⇨

③2019年９月まで

更なる適用拡大について検討

働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

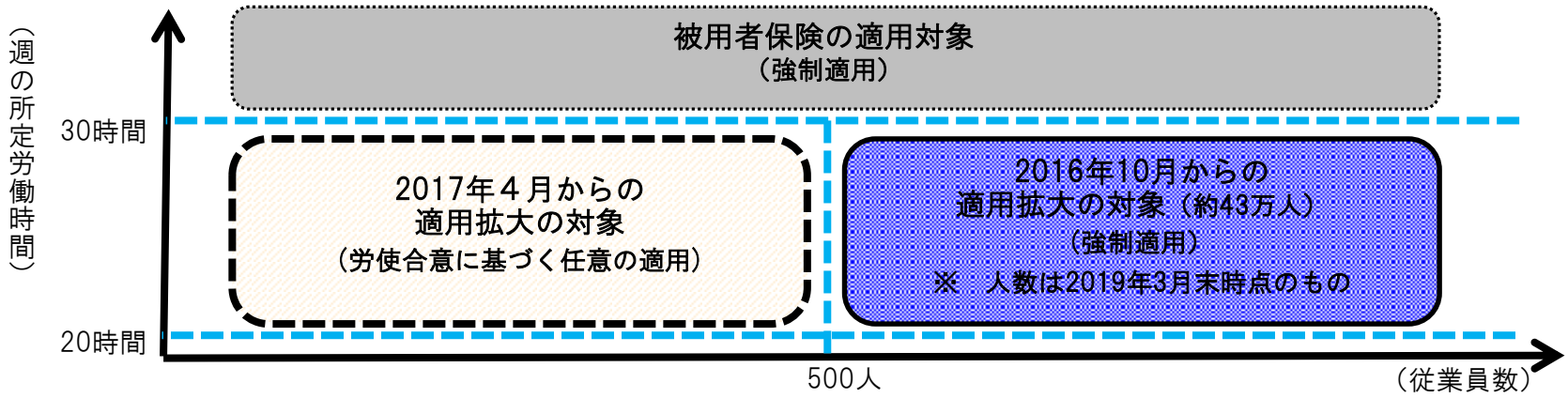

働き方をめぐる変化と被用者保険の適用拡大②

○　今後、**更なる適用拡大**を進め、より多くの短時間労働者の厚生年金加入を実現することは、**多様化する働き方に対応しつつ、被用者の将来の所得保障を充実**する。

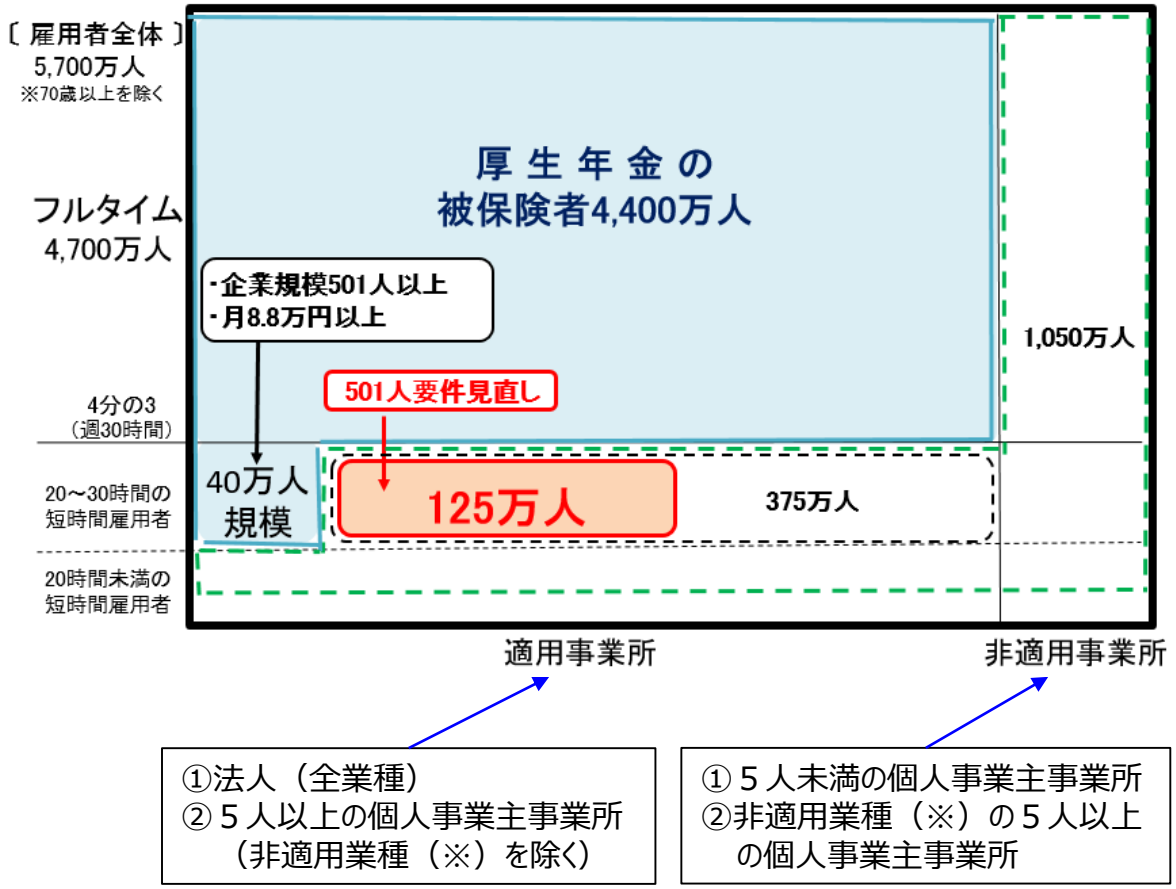

※　非適用業種（法定１６業種以外）：
①　農林漁業
②　生活関連サービス・娯楽業：飲食サービス業、宿泊業、洗濯業、理容・美容業、浴場業、映画館、スポーツ施設
③　専門・技術サービス：士業（法律事務所等）、デザイン業、写真業、経営コンサルタント業
④　その他：警備業、政治・経済・文化団体、宗教等

◆被用者保険適用となることによる給付・負担の主な変化（40年間加入モデルケース）

（加入前）国民年金

※第３号被保険者の場合は、個人での保険料の支払いなし。

支払額
保険料16,000円

受取額
基礎年金
65,000円

（加入後）厚生年金保険

月収8.8万円
40年間加入の場合

支払額
保険料(会社) 8,000円
保険料(本人) 8,000円

受取額
厚生年金
18,000円
基礎年金
65,000円

※　未納等により低年金リスクを抱えた者の将来の年金権の確保につながることにも留意する必要。

被用者保険の適用拡大の効果

○　被用者保険の適用拡大を行うことにより、短時間労働者が厚生年金加入者となることに伴い、国民年金の１人当たり積立金は増加。

○　この結果、将来的に、**基礎年金の給付水準は改善**。また、定額給付である基礎年金水準が高くなることで、所得再分配機能の維持にも寄与。

◆適用拡大による基礎年金の給付水準の改善（イメージ）

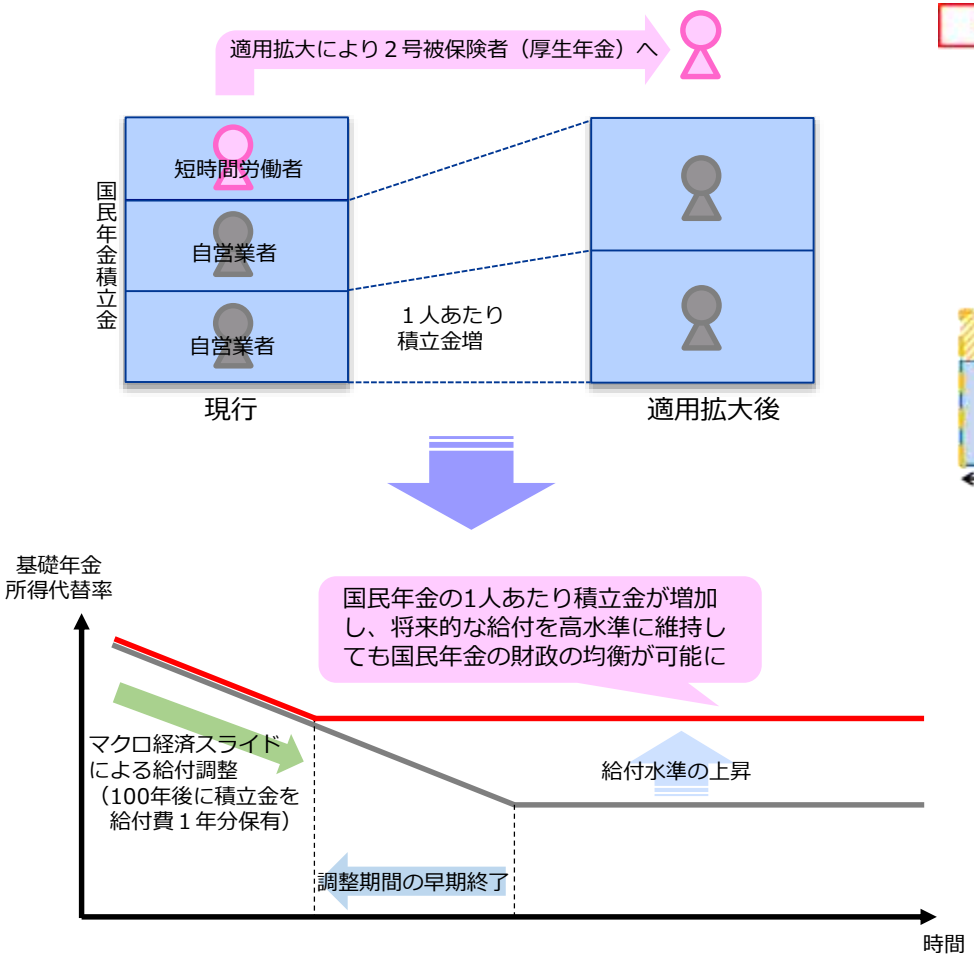

◆適用拡大による年金制度の所得再分配機能の維持（イメージ）

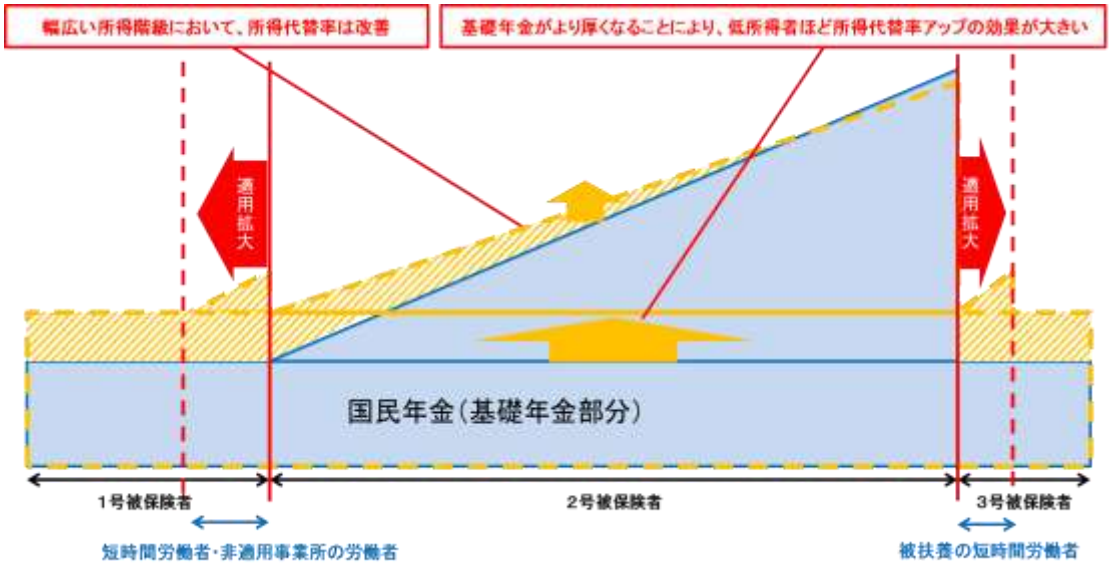

（出所）厚生労働省「第４回社会保障審議会年金部会」（2018年9月14日）

財政検証の試算結果
（給付水準調整後の所得代替率）

現行（ケースⅢ）	適用拡大125万人ベース（企業規模要件を廃止した場合）
50.8% ＜26.2%＞	51.4% ＜26.8%＞

＜＞内は基礎年金分

繰下げ受給の柔軟化

○　現在、公的年金の受給開始時期は、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。

○　65歳より早く受給を開始した場合（繰上げ受給）には、年金月額は減額（最大30%減額）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（繰下げ受給）には、年金月額は増額（最大42%増額）となる。

※　繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定。

○　**年金受給開始の時期**について、**70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大**することが検討されている。

※　他方、「70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない」（『経済財政運営と改革の基本方針2019』）

◆繰上げ・繰下げ制度について

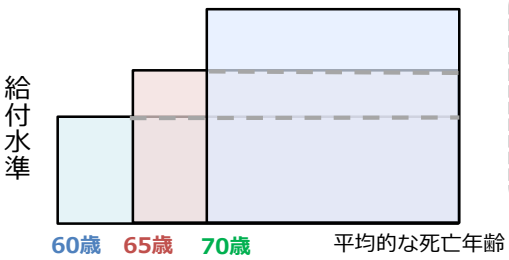

どの年齢を選択しても、受給期間を平均余命までとした場合に、将来受け取る年金給付の総額は変わらないように、減額・増額率が設定されている。

請求時の年齢	繰上げによる減額率（注１）
60歳	30%
61歳	24%
62歳	18%
63歳	12%
64歳	6%

請求時の年齢	繰下げによる増額率（注１）
66歳	8.4%
67歳	16.8%
68歳	25.2%
69歳	33.6%
70歳	42%

繰上げ受給の実績：234.1万人（32.3%）　繰下げ受給の実績：10.6万人（1.5%）（注２）

（注１）繰上げ減額率＝0.5%×繰上げた月数（60歳～65歳）、　繰下げ増額率＝0.7%×繰下げた月数（66歳～70歳）
（注２）2017年度末。国民年金 老齢年金受給権者（基礎のみ・旧国年（５年年金除く）を対象）の人数と割合
（出所）厚生年金保険・国民年金事業年報

◆財政検証の試算結果

現行制度でのモデル世帯（65歳受給開始）の最終的な所得代替率（ケースⅢ）50.8%に対し

７０歳まで働いて受給開始	７５歳まで働いて受給開始
７６．１%（+２５．３%）↑	**９５．２%（+４４．４%）↑**

年金の受給開始時期について、７５歳も選択可能とした場合
（機械的に現行の70歳までと同じ繰下げ増額率をあてはめ、84%で試算）

65歳を超えて就労した者が受給開始時期の繰下げを選択した場合、
「保険料拠出期間の延長」と「繰下げ受給」
の２つの効果により、年金の給付水準（所得代替率）が上昇

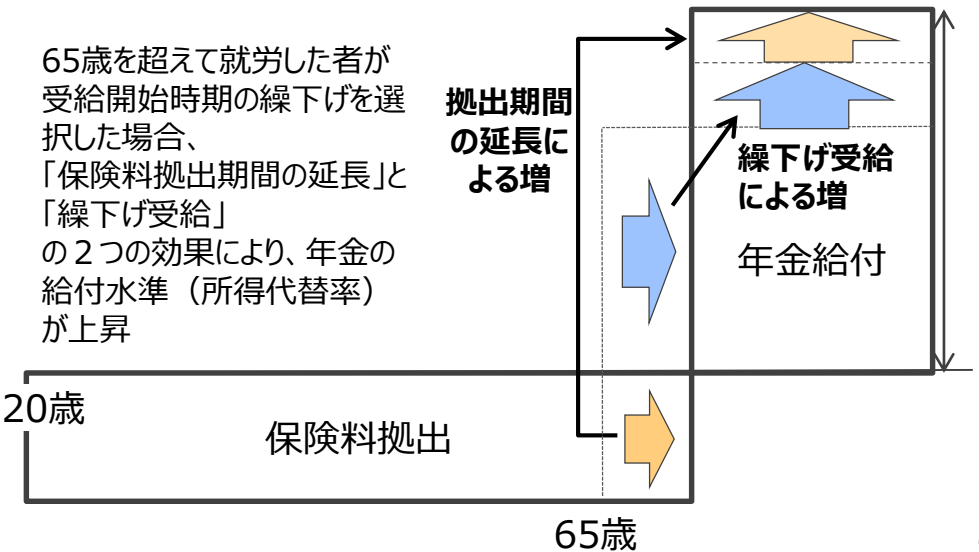

足下の所得代替率の確保に必要な受給開始時期の選択

○　今回の財政検証では、モデル世帯の足下（2019年）の所得代替率は61.7%。一方、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長することが見通されている。

○　現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在（2019年度）65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。

※　一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提：ケースⅢ＞

	1954(昭和29)年度生（2019年度　65歳）	1999(平成11)年度生（2019年度　20歳）	
	モデル年金（４０年拠出）	モデル年金（４０年拠出）	就労延長により2019年度の所得代替率を確保
所得代替率	６１．７%	５０．８%	６１．７%
受給開始時期	６５歳	６５歳	６６歳９月
就労期間（拠出期間）	４０年（20歳～60歳）	４０年（20歳～60歳）	４６年９月（20歳～66歳9月）
平均受給期間	２２年４月（65歳～87歳4月）	２５年３月（65歳～90歳3月）	２３年６月（66歳9月～90歳3月）

３年程度延長（平均余命の伸び）

１年程度延長

在職老齢年金制度の見直し

○　現在、在職老齢年金制度（在老）では、一定以上の収入（賃金＋年金）がある者は、年金の支給を収入に応じて停止される。

○　**高齢期の就労を促進する観点**から、**在老の**将来的な廃止も展望しつつ**縮小を行うことが課題**となっている。

※　在老により支給停止される額は、繰下げ受給をする際の増額の対象とならない。

○　一方、高所得者への給付を回復すると、**低中所得者の給付水準は低下**するため、高所得者優遇との批判が生じうることも踏まえて検討する必要がある。

※　高在老（65歳以上の在老）においては、年金支給停止の対象者は受給権者全体の1.5%に限られる。

※　60～64歳を対象とする在老（低在老）は、厚生年金の支給開始年齢の引上げに伴い、男性は2025年、女性は2030年に自然消滅。

◆在職老齢年金制度の概要

男性は2025年、女性は2030年に**自然消滅**

	支給停止基準額（賃金＋年金）	対象者数（受給権者総数, 割合）	支給停止額
60～64歳【低在老】	28万円／月	約67万人（約337万人, 20%）	約4,800億円
65歳以上【高在老】	**47万円／月**	約41万人（約2,701万人, **1.5%**）	約4,100億円

（注１）厚生年金のみが対象となる制度（基礎年金は対象外）
（注２）対象者数・支給停止額のうち、低在老は2019年度末の厚生労働省推計値、高在老は2018年度末。
なお、対象者数は、第１号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第２～４号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれない。

◆イメージ図（高在老の場合）

（※）年金額は10万円と仮定

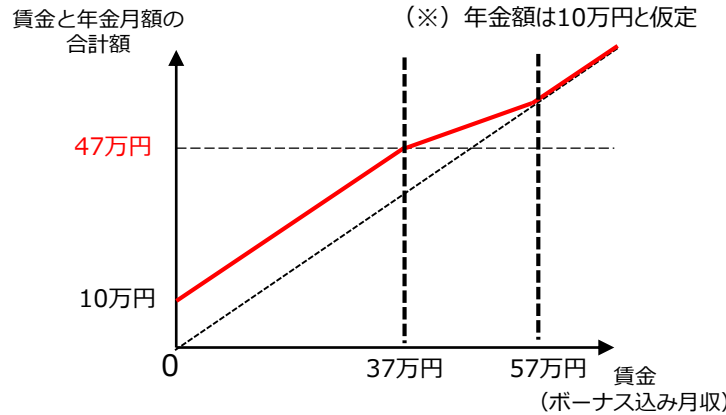

<在老を廃止した場合の年金制度への影響>

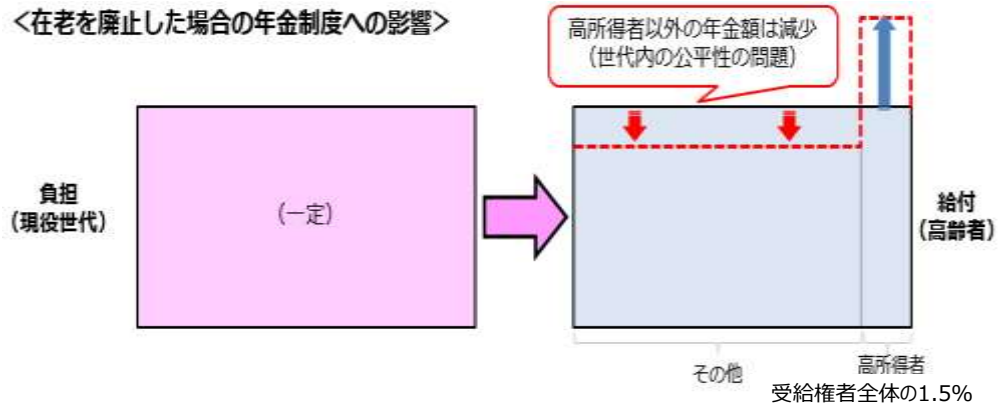

現行（高在老）	緩和	廃止
基準額４７万円	基準額を６２万円に引上げ	
支給停止者数41万人 在職受給権者の17% 受給権者の1.5%	支給停止者数23万人 在職受給権者の9% 受給権者の0.9%	支給停止者　なし
【財政検証の試算結果（ケースⅢ）モデル年金の給付水準調整後の所得代替率】		
５０.８%	５０.６%（▲０.２%）	５０.４%（▲０.４%）

1．総論

2．年金

3．介護

4．子ども・子育て

介護保険費用・介護報酬改定・保険料・利用者負担の推移

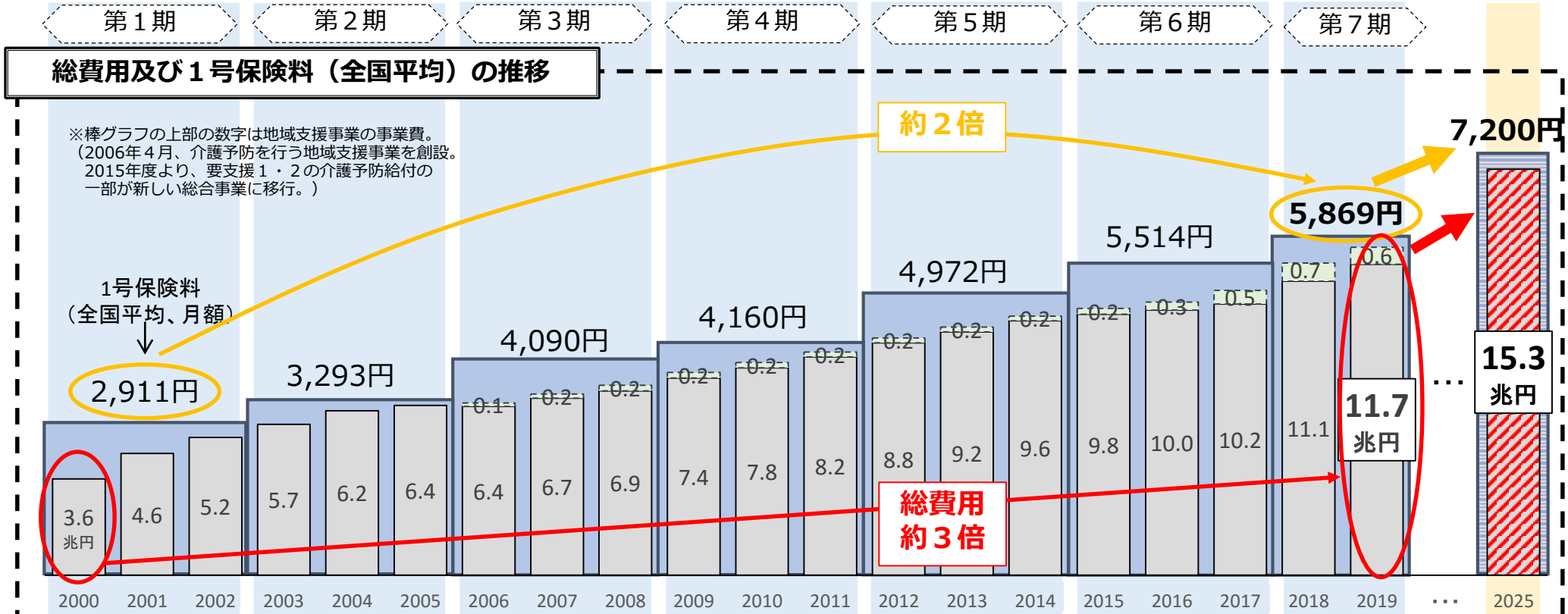

（注）2000～2017年度は実績、2018～2019年度は予算ベース。地域支援事業の事業費は、予算ベース。
2025年度については、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省　2018年5月21日）の推計値（保険料は2018年度賃金換算）。

利用者負担の推移

1 割

1 割
2 割

2 割
3 割

介護報酬改定

2003年度	2006年度	2009年度	2012年度	2014年度	2015年度	2017年度	2018年度	2019年度
▲2.3%	▲0.5% [▲2.4%]	+3.0%	+1.2%	+0.63%	▲2.27%	+1.14%	+0.54%	+2.13%
	※【　】は05年度改定を含めた率	処遇改善交付金（1.5万円分） （09補正：基金（～2011末）） 報酬へ移行		・消費税率引上げに伴う負担増への対応		・処遇改善加算を拡充（1万円相当）		・消費税率引上げに伴う負担増への対応 ・処遇改善加算を拡充

今後の主な改革の方向性

視点１ 給付・サービスの範囲の見直し	視点２ 給付・サービスの効率的な提供	視点３ 時代に即した公平な給付と負担

◆ これまでに取り組んできた主な事項

○ 特別養護老人ホームの重点化
- 2015年４月から、特養入所者を要介護度３以上の高齢者に重点化。

○ 要支援者の訪問・通所介護の地域支援事業への移行
- 2018年３月末に移行完了。

○ 福祉用具貸与・住宅改修に係る給付の適正化
- 2018年10月に福祉用具貸与等の貸与価格の上限を設定。

○ インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）の創設
- 2018年度から、保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組への財政的インセンティブを付与。

○ 頻回のサービス利用についてのケアプランチェック
- 2018年10月から、「全国平均利用回数＋２標準偏差」の生活援助サービスのケアプランを検証。

○ 利用者負担の引上げ
- 所得額に応じて、２割負担、３割負担を導入。

○ 補足給付に資産要件を追加
- 2015年８月に預貯金等を勘案する資産要件を追加。

○ 介護納付金（２号保険料）の総報酬割導入
- 2017年８月分から、段階的に移行し、2020年度に全面移行。

◆ 今後の主な改革の方向性

○ ケアマネジメントの利用者負担の導入

○ 軽度者へのサービスの地域支援事業への更なる移行

○ 地域支援事業の有効活用
- 地域の実情に合った多様なサービス提供の促進

○ インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化等

○ 利用者負担の更なる見直し

○ 多床室の室料負担の見直し

○ 補足給付の要件見直し

視点１：給付・サービスの範囲の見直し

- ケアマネジメントの利用者負担の導入
- 軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等

ケアマネジメントの利用者負担の導入

【論点】
○　介護保険サービスの利用にあたっては、一定の利用者負担を求めているが、居宅介護支援（ケアマネジメント）については、介護保険制度の導入にあたり、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、制度創設以来、利用者負担はない。
○　介護保険制度創設から約20年が経ち制度が浸透していることを踏まえ、また、利用者自身がケアプランに関心を持つ仕組みとした方がサービスの質の向上につながると考えられることから、ケアマネジメントにも利用者負担を導入すべきではないか。

◆　保険給付と自己負担の割合

通常の介護サービス

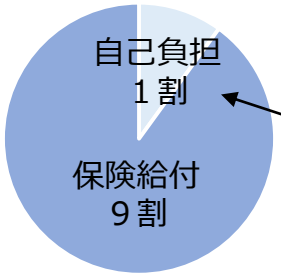

ただし、**在宅の者に対するケアマネジメントサービスは、自己負担がない**。

（注１）通常の介護サービスの自己負担は、所得に応じて１～３割になる。
（注２）ケアマネジメントにかかる費用は4,482億円（１件あたり費用は12,000円程度）。
（介護給付費等実態調査（2017年度））

◆　ケアマネジメントに自己負担がない理由

「介護保険制度の見直しに関する意見」（抜粋）
（平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会）

現在、居宅介護支援や介護予防支援のいわゆるケアマネジメントサービスには利用者負担はない。これは、要介護者等の相談に応じ、その心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する**新しいサービスの導入にあたり、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるよう、制度創設時に特に10割給付のサービスと位置づけたもの**である。

◆　ケアマネジメントサービスの請求事業所数・受給者数

	2003年5月	2019年4月
請求事業所数	18,582件	44,757件
受給者数	129万人	336万人

（出所）介護給付費等実態統計

◆　ケアマネジメントの質の向上に向けたイメージ

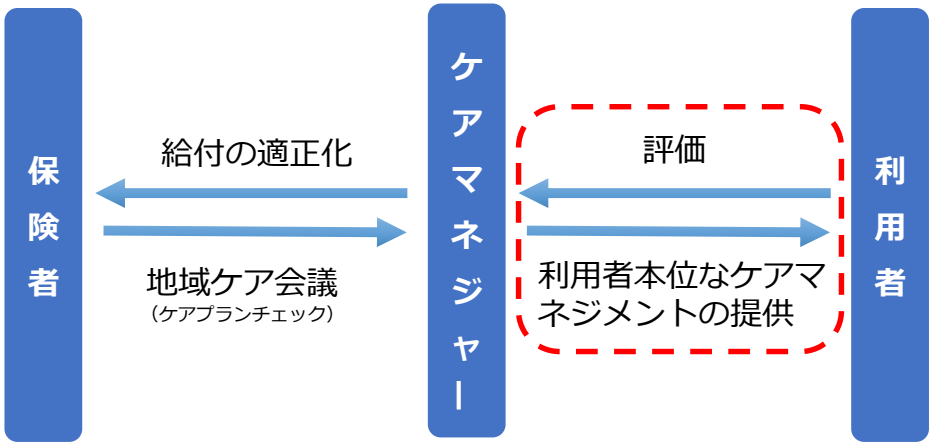

※高額介護サービス費の支給によって自己負担額には上限がある。

【改革の方向性】（案）
○　居宅介護支援におけるケアマネジメントに利用者負担を導入すべき。また、ケアマネジメントの質を評価する手法の確立や報酬への反映と併せ、利用者･ケアマネジャー･保険者が一体となって質の高いケアマネジメントを実現する仕組みとする必要。

軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等

【論点】

○　要支援者に対する訪問介護、通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行したところ（2018年３月末に移行完了）。

○　要介護１・２への訪問介護・通所介護についても、生活援助型サービスをはじめとして、全国一律の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にすることが効果的・効率的ではないか。

◆　介護給付と地域支援事業

介護給付
＜要介護1～５＞

介護予防給付
＜要支援1～２＞
訪問介護・通所介護
（2018年３月末に移行完了）

サービスの種類・内容・人員基準・単価等が**全国一律**

（例）
・介護職員２人以上
・１人あたり３㎡以上

介護予防・日常生活支援総合事業
（地域支援事業の一部）
＜要支援1～2、それ以外の者＞

・訪問型・通所型サービス
・生活支援サービス（配食等）
・介護予防支援事業（ケアマネ）　等

地域の実情に応じ、住民主体の取組など効果的・効率的なサービス提供を実施

（例）
・人員基準なし
　（ボランティア可）
・面積制限なし

（注）いずれも、財源構成は、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料23%、2号保険料27%。

◆　要介護１・２への介護費用

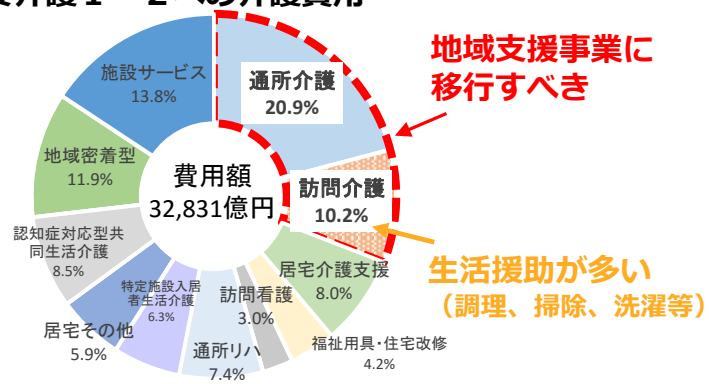

（出所）厚生労働省「2017年度 介護保険事業状況報告年報」

◆　訪問介護サービスの提供状況

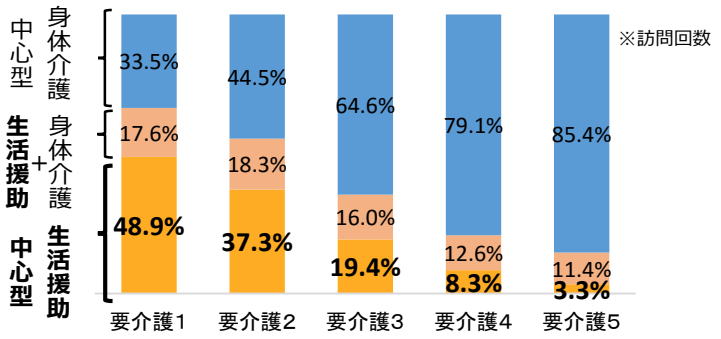

（出所）厚生労働省「介護給付費等実態調査」（2017年５月～2018年４月審査分）

【改革の方向性】（案）

○　要介護１・２への訪問介護・通所介護についても、生活援助型サービスをはじめとして、全国一律の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にすべき。

視点２：給付・サービスの効率的な提供

- 地域支援事業の有効活用
- インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化等

地域支援事業の有効活用

【論点】
○　要支援１・２向けの訪問・通所介護の地域支援事業への移行については、2018年３月末に完了したところであるが、多様なサービス提供が徐々に普及しているものの、依然として従前相当のサービス提供の占める割合が多い。
○　地域支援事業の趣旨を踏まえ、住民主体による支援など地域の実情に合った効果的・効率的なサービス提供を推進していく必要。

◆　地域支援事業への移行状況

・訪問型サービスの事業所数の推移

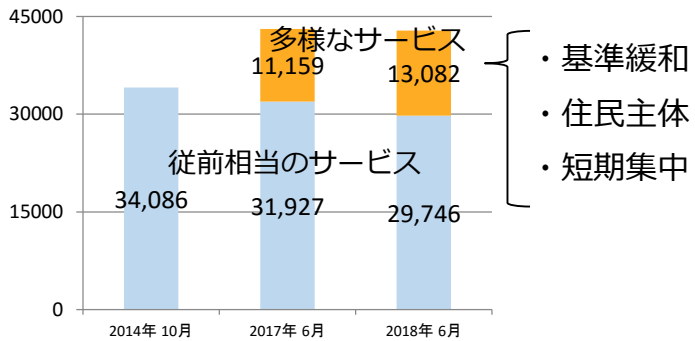

・利用者の１月あたり利用日数

利用者のサービス利用日数は維持されている。
6.3日（2017年３月）→ 6.5日（2018年３月）

・サービス実施上の課題

実施主体・担い手の確保が課題である自治体が多く、例えば、住民主体のサービスについては、72.5%の自治体で実施主体・担い手の確保が課題と回答。

（出所）「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業」（株式会社ＮＴＴデータ経営研究所（2019年３月））

◆　先進事例（大東市の取組）

・住民主体の通所型サービスの例（大東元気でまっせ体操）

サポート内容	高齢者10名以上、週１回以上体操を行うグループに対して、ＤＶＤ提供、運動指導員派遣、体力測定会の開催等
利用者負担	特になし
担い手	自治会、老人クラブ、校区地区福祉委員会、自主グループ、地元企業等

利用者数：2,248人、グループ数：119（2018年）

（参考）総合事業移行前は、介護予防通所介護費（要支援１）で1,647単位／月

・大東市の通所型サービス利用者数の推移（大東市提供）

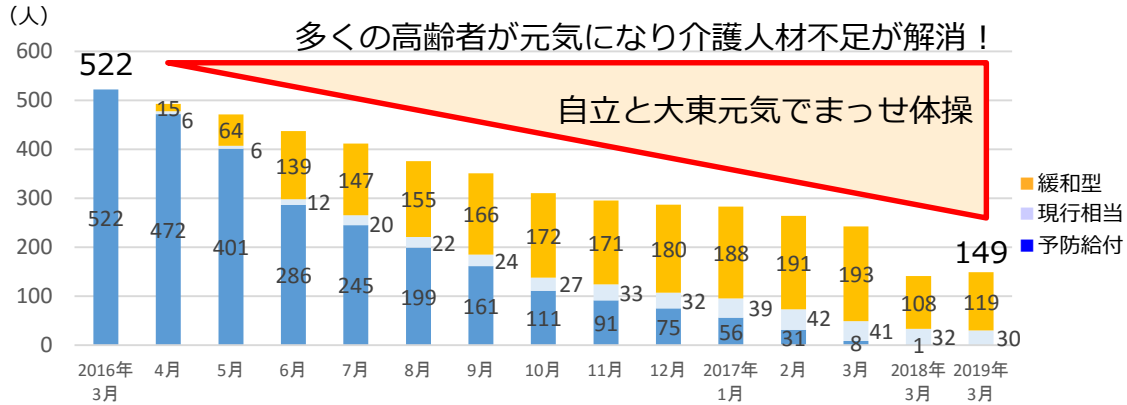

【改革の方向性】（案）
○　地域支援事業を有効活用し、住民主体による支援など、従来より効果的・効率的なサービス提供をしている自治体の例を横展開していく必要。

インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化①

【論点】

○　要介護認定率や一人当たり介護給付費については、性・年齢階級（5歳刻み）・地域区分を調整してもなお大きな地域差が存在。その背景には介護供給体制など様々な要因が考えられるが、例えば、軽度者の認定率に地域差が大きいことも一因。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2019

「一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。」

◆　調整済み要介護認定率の状況（全国平均（軽度12.0%、重度6.3%）との差）

軽度者の認定率に地域差が大きい

認定率低　→　**認定率高**

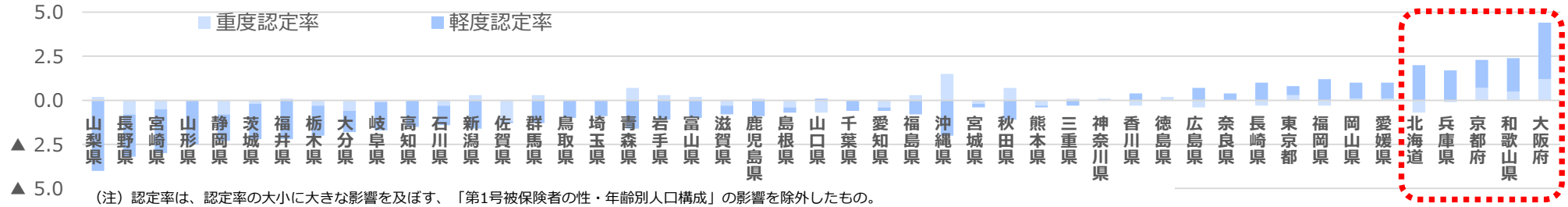

（注）認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したもの。
　また、「重度認定率」とは要介護３から５、「軽度認定率」とは要支援及び要介護１・２を指す。
（出所）厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」（2018年時点データ）

◆　調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（全国平均（施設：7,003円　在宅等：12,969円）との差）

在宅等の給付費に地域差が大きい

給付低　→　**給付高**

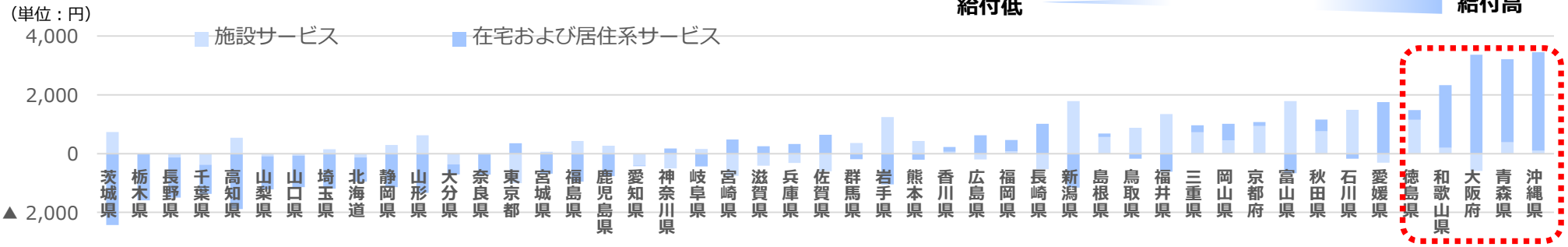

（注）調整済み第1号被保険者1人あたりの給付月額とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したもの。
　　居住系サービスとは，認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム，ケアハウス）等を言う。
（出所）厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」（2016年時点データ）

インセンティブ交付金のメリハリ付けの強化②

【論点】
○　インセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等を通じて、介護費の抑制や地域差縮減に向けた保険者の取組を推進できる重要な政策手段であるが、実際には取組の成果に応じて交付されているとは言えず、適切な配点やアウトカム指標の設定がなお不十分である。

※インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）
：200億円（2019年度予算。2018年度予算より同額を措置）
市町村分:190億円　都道府県分:10億円

◆　インセンティブ交付金（市町村分）の得点率の現状（2019年度）

2019年度 都道府県別市町村得点（満点692点　平均点428.6点　得点率61.9%）

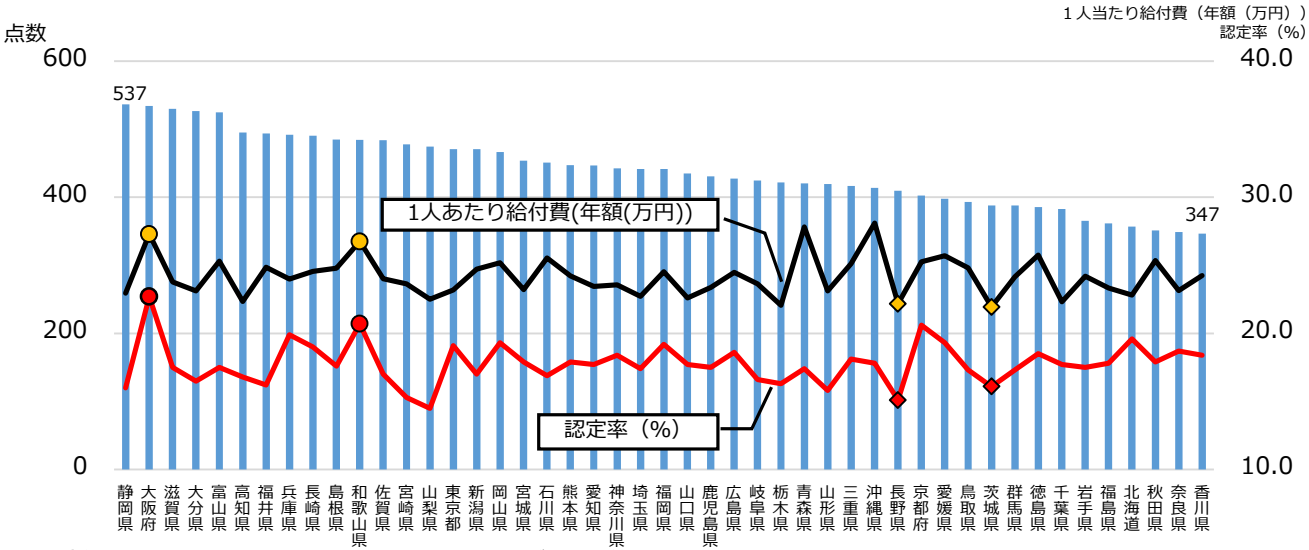

（注）認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したもの。
また、1人あたりの給付月額とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したもの。
（出所）厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

＜問題点＞

得点の高い方（＝交付金の配分が手厚い方）に１人当たり給付費や認定率が高い県や、得点の低い方に１人当たり給付費や認定率が低い県があり、必ずしも**取組の成果に応じたものになっていない**。

◆　インセンティブ交付金（市町村分）のアウトカム指標

①　要介護認定等基準時間の変化（要介護１・２／要介護３～５で15点ずつ）
②　要介護認定の変化（要介護１・２／要介護３～５で15点ずつ）

＜問題点＞

692点満点中、**アウトカム指標の配点は60点と10%以下**。

【改革の方向性】（案）
○　インセンティブ交付金について、都道府県・市町村が最低限取り組むべき点を中心に評価しているが、アウトカム指標への配点の重点化や減点のための指標（ペナルティ）の追加など、実効性のある取組みを評価するメリハリをつけた配分として、財政的インセンティブを強化すべき。

保険者機能強化のための調整交付金等の活用

【論点】

○　介護の地域差を縮減する観点から、調整交付金の活用も含めた保険者へのインセンティブの付与の在り方を検討し、保険者による介護費の適正化に向けた取組をより一層促進する必要。

○　介護費用が経済の伸びを超えて大幅に増加すると見込まれる中、若年者の保険料負担の伸びの抑制は重要な課題。２号被保険者の保険料負担分について、保険者機能の発揮を促す仕組みとし、給付と負担の牽制効果を高めるべき。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2019

「第８期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる。」

◆　調整交付金の活用イメージ

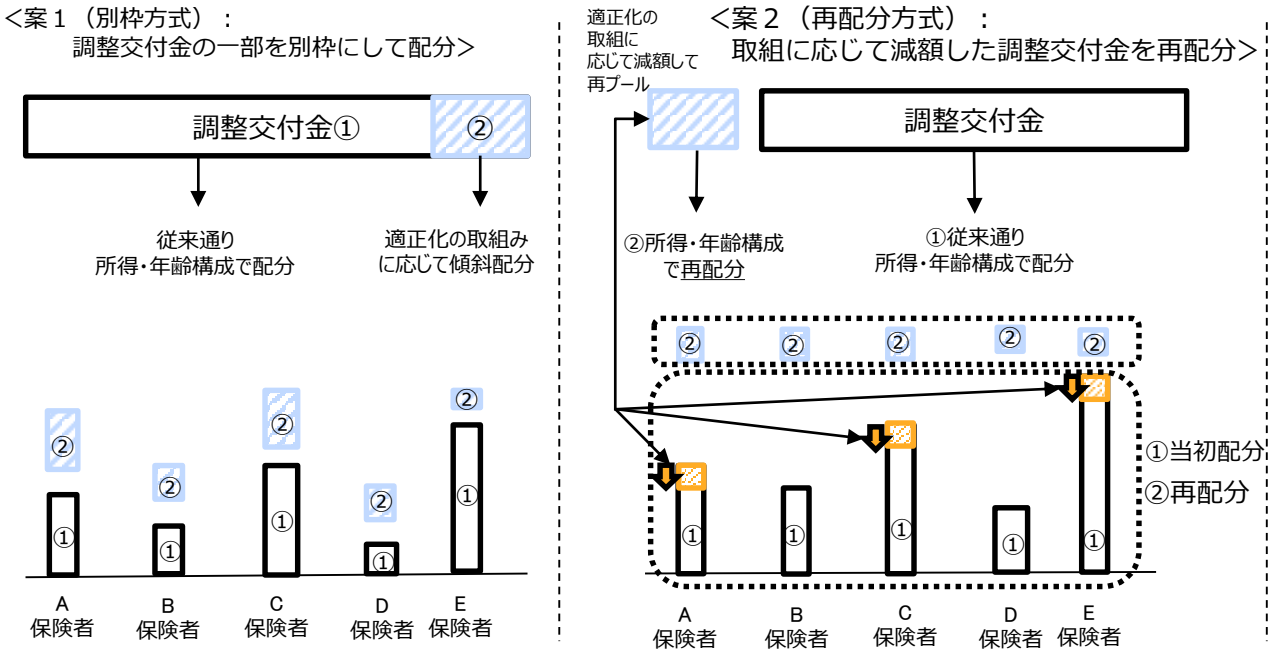

◆　２号保険料の活用イメージ

2019年度予算　介護給付費：10.8兆円
総費用ベース：11.7兆円

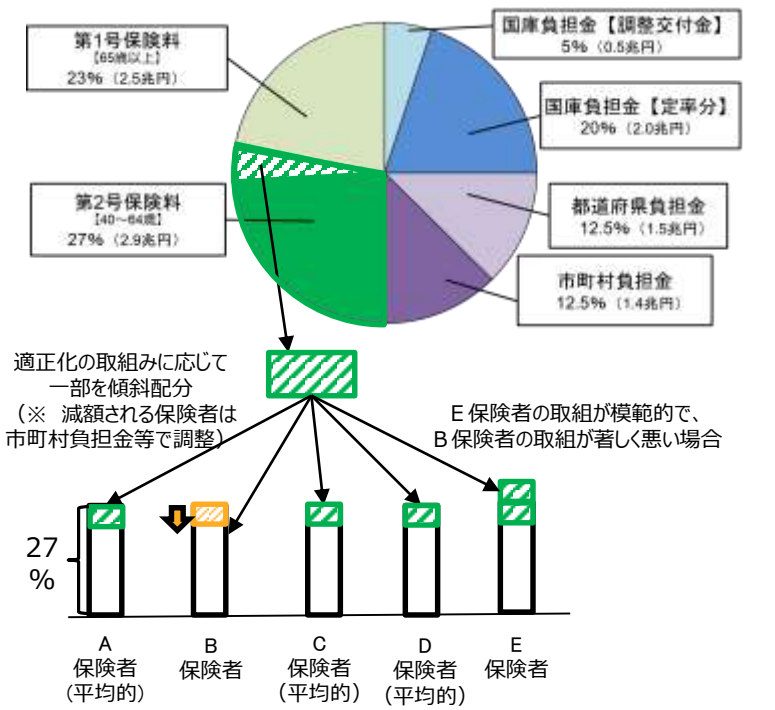

【改革の方向性】（案）

○　介護費の適正化などに向けた財政的なインセンティブとして、全自治体の取組みのより一層の底上げを図るため、今年度中に結論を得て、第８期から調整交付金のインセンティブとしての活用を図るべき。

○　２号被保険者の保険料負担についても、インセンティブ交付金の評価の仕組みを参考にしつつ、介護予防・重症化防止の取組によって認定率や給付の抑制等に成果をあげた保険者（市町村）に傾斜配分する仕組みを検討すべき。

視点３：時代に即した公平な給付と負担

- 利用者負担の更なる見直し
- 多床室の室料負担の見直し
- 補足給付の要件見直し

利用者負担の更なる見直し

【論点】

○　介護保険の財源構造は、原則１割の利用者負担を求めた上で、残りの給付費を公費と保険料で半分ずつ負担する構造であり、保険料は65歳以上の者（１号被保険者）と40～64歳の者（２号被保険者）により負担されている。

○　今後、介護費用は経済の伸びを超えて大幅に増加することが見込まれる中で、若年者の保険料負担の伸びの抑制や、高齢者間での利用者負担と保険料負担との均衡を図ることが必要。

◆　利用者負担の現状

介護保険費用　約11.7兆円（2019年度予算）

１号保険料	２号保険料	公費負担
2.5兆円	2.9兆円	5.4兆円
(21.3%)	(25.0%)	(46.2%)

利用者負担 0.9兆円 (7.6%※)

受給者全体 660万人（認定率18.7%）

１割負担 598万人(91%)

２割負担 34万人(5%)　３割負担 26万人(4%)

（出所）介護保険事業状況報告（2019年5月分）

※　高額介護サービス費の影響等により、実効的な自己負担率は１割を下回る。

◆　利用者負担の区分

１割負担	下記以外の者
２割負担	合計所得金額 160 万円以上 の者 （単身で年金収入＋その他合計所得金額280万円以上（夫婦世帯：346万円以上））
３割負担	合計所得金額 220 万円以上 の者 （単身で年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（夫婦世帯：463万円以上））

◆　保険料負担の見通し

※2018年度賃金換算

	2018年度	2025年度	2040年度
１号保険料	約5,900円	約7,200円	約9,200円
２号保険料（市町村国保）	約2,800円	約3,500円	約4,400円

（出所）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省　2018年5月21日）

◆　実効的な自己負担率（利用者負担／総費用）の推移

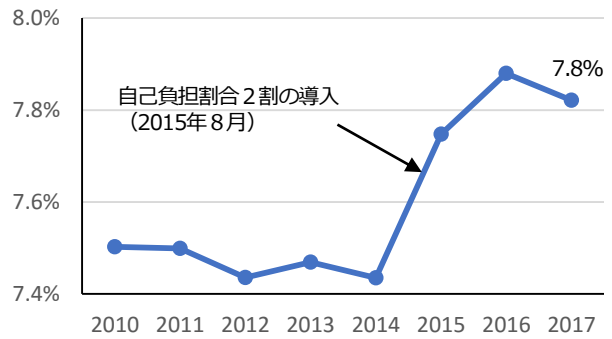

（注）自己負担割合３割は、2018年８月に導入。

（出所）介護保険状況報告

※　諸外国の実効的な負担率（利用者負担／総費用）は、ドイツが約３割、韓国が約２割。

【改革の方向性】（案）

○　制度の持続可能性や給付と負担のバランスを確保し、将来的な保険料負担の伸びの抑制を図る観点から、介護保険サービスの利用者負担を原則２割とすることや利用者負担２割に向けてその対象範囲の拡大を図るなど、段階的に引き上げていく必要。

多床室の室料負担の見直し

【論点】

○　2005年制度改正において、施設サービスにおける食費や個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする制度見直しを実施（多床室については食費と光熱水費のみ給付対象外とし、また低所得者には補足給付を創設）。

○　2015年度介護報酬改定において、特養老人ホームの多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを行ったが、介護老人保健施設、介護療養病床、介護医療院については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。

◆　**各施設における給付費と自己負担**

・特養老人ホーム

特養は2015年度改定で多床室の室料をサービス費から除外し、個室と多床室の報酬水準は同額。

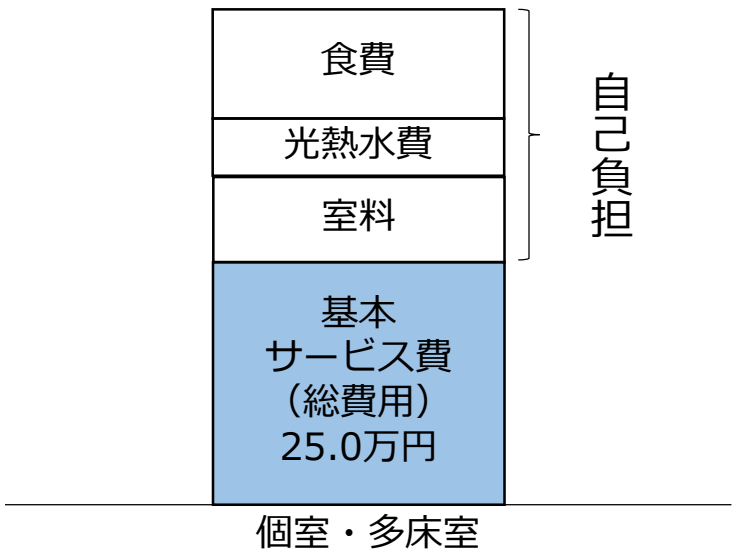

・介護老人保健施設（介護療養病床、介護医療院も構造は同様）

老健施設の多床室については、**室料相当額は基本サービス費に包含されたまま**であり、多床室の方が個室よりも基本サービス費が高い。

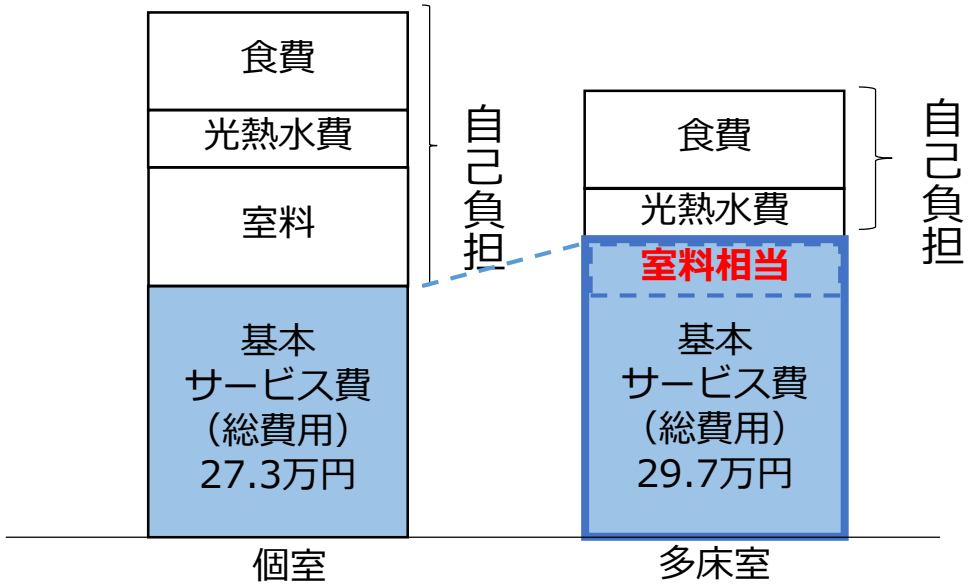

（注）上記のサービス費はいずれも要介護５の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）。

【改革の方向性】（案）

○　在宅と施設の公平性を確保する等の観点から、次期介護報酬改定において、これらの施設の多床室の室料相当額についても基本サービス費から除外する見直しを検討すべき。

補足給付の要件見直し

【論点】

○　在宅サービス受給者との負担の均衡の観点から、介護施設等の利用者の居住費・食費は基本的には自己負担とされているが、低所得者については、その居住費・食費について介護保険制度から補足給付が支給されている。

○　この補足給付については、福祉的性格を有するため、預貯金等の資産等を有する経済力のある高齢者の利用者負担を軽減することは本来の姿ではなく、2014年改正により、所得要件に加えて預貯金等の一部資産を勘案する資産要件が加えられたが、その要件は十分か。

◆　補足給付の対象範囲

認定人数：98万人、給付費：3,165億円［2017年度］

給付額（大↑↓小）

第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、年金収入額＋合計所得金額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、第２段階該当者以外

上記の者であり、かつ、**預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下**であることが条件。

（出所）厚生労働省「介護保険事業状況報告」

◆　高齢者の貯蓄現在高の状況

	中央値	平均値
単身（男性、65歳以上）	985万円	1,457万円
単身（女性、65歳以上）	840万円	1,409万円
２人以上世帯（65歳以上）	1,437万円	2,292万円

（参考）若者も含めた２人以上世帯の中央値は966万円、平均値は1,698万円。

（出所）単身世帯：「全国消費実態調査」（2014年）、２人以上世帯：「家計調査」（2018年）

補足給付の基準となる預貯金等の水準は**中央値以上の水準**

◆　施設での生活にかかる費用等の目安（国民年金受給者）

補足給付受給者が、年金収入を得つつ、施設（特養・ユニット型）で生活する場合の費用負担の累計額を計算。**年金額が低くても、預貯金が500万円程度があれば１０年居住が可能**（特養の平均入所期間は約４年間。約８割は５年未満で退所。）。

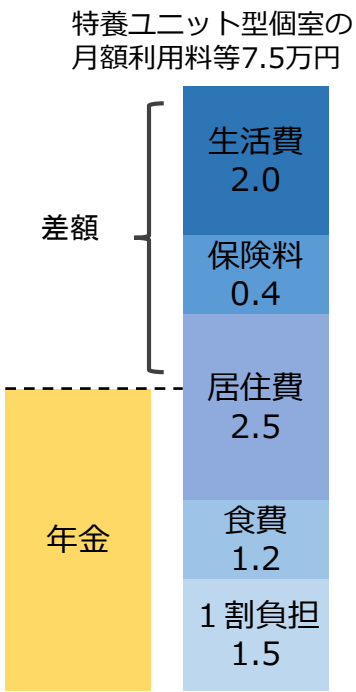

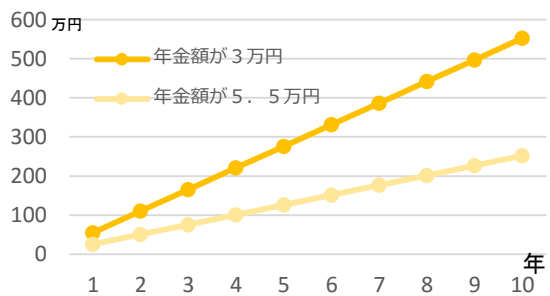

国民年金受給月額（2017年度末）

受給額(万円)	人数	割合	累積割合
～ 1	86,643	0.3	0.3
1 ～ 2	322,260	1.0	1.3
2 ～ 3	1,020,851	3.2	4.4
3 ～ 4	3,192,049	9.9	14.3
4 ～ 5	4,667,422	14.5	28.8
5 ～ 6	7,283,079	22.6	51.4
6 ～ 7	13,926,213	43.2	94.6
7 ～	1,748,970	5.4	100.0
合計	32,247,487		

平均受給額：55,518円

【改革の方向性】（案）

○　在宅サービス受給者と施設サービス受給者との負担の均衡や世代間の公平性を確保するため、現行の預貯金等の基準（1,000万円）等の要件の更なる見直しが必要。

1．総論

2．年金

3．介護

4．子ども・子育て

子ども・子育て支援の推移

○　主に子ども・子育て支援のための公的支出である「家族関係社会支出」をみると、2003年以降、児童手当の段階的拡充や、待機児童解消加速化プラン等による保育の受け皿拡大により、大きく増加してきた。2019年10月からは、3-5歳児等の幼児教育・保育が無償化される。

○　子ども・子育て支援の取組は重要であるが、急速な公費支出の増が、真に子どもや子育て世代のためになる支援となっているかといった観点から、「使い道」の精査を行っていくことは不可欠。

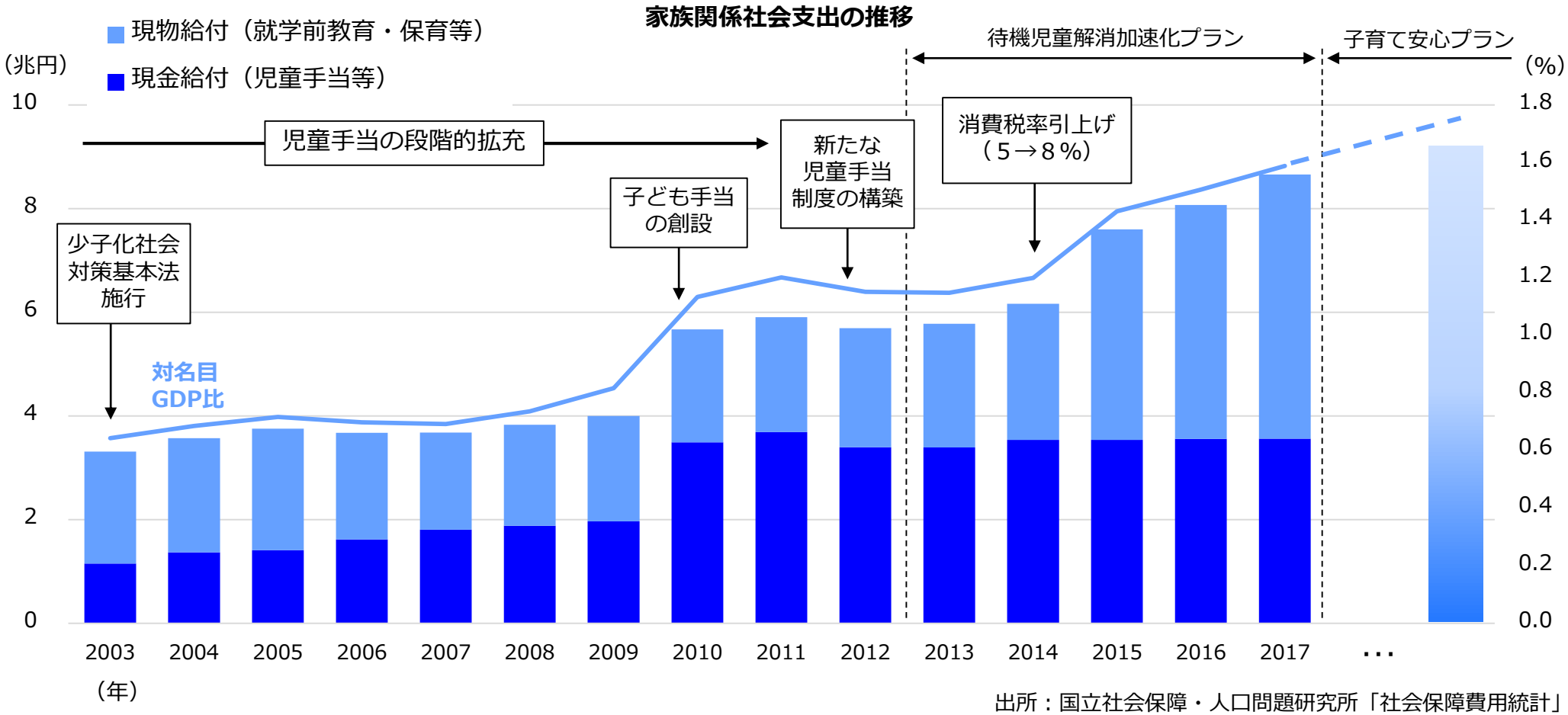

出所：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

※「家族関係社会支出」とは、家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）であり、就学前教育・保育（現物給付）や、児童手当（現金給付）等が含まれる。
※ 2019年10月に幼児教育・保育の無償化を実施することに伴い、平年度で約7,800億円（公費ベース）の増額となる（対名目GDP比＋約0.15%相当）。

高所得者への児童手当（現金給付）の在り方の見直し

○　厚生労働省による児童手当の使途についての調査では、世帯年収が高いほど、「使う必要がなく残っている」等の回答が多い。
○　また、所得基準を超えている者に対しても、「当分の間」の措置として、月額5,000円（年額６万円）の「特例給付」が支給されている。サンプル調査ではあるが、こうした者も含め、児童手当受給者の約16%が年収1000万円以上、約3%が年収1500万円以上
○　本年10月から、従来家計にとって負担となっていた3-5歳児等の幼児教育・保育の無償化も実施。

児童手当等の概要

主たる生計者の年収	概　要	対象児童数・国費（2019年度予算）
～９６０万円未満	○０～３歳未満　月1.5万円（年18万円） ○３歳～小学校修了まで　第１子第２子 月1万円（年12万円）　第３子以降月1.5万円（年18万円） ○中学生　月1万円（年12万円）	1,479万人 （1兆1,426億円）
９６０万円～	○中学生以下　月0.5万円　（6万円／年）（当分の間の**「特例給付」**）	145万人（553億円）

児童手当（特例給付除く）の使途

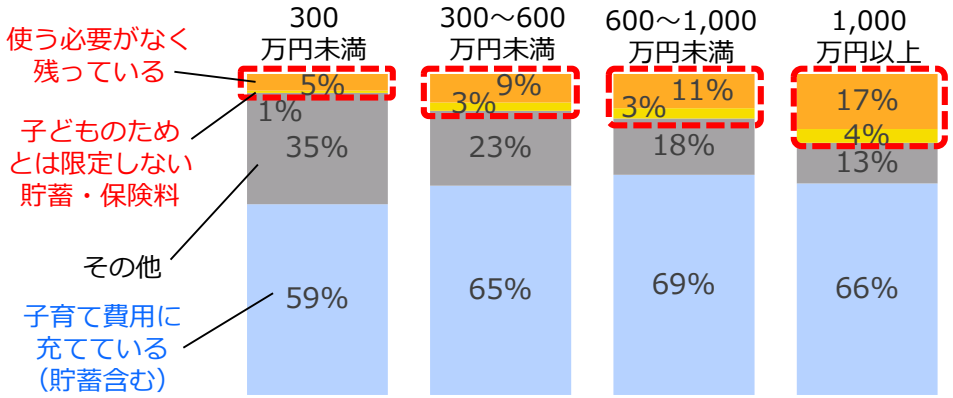

（注）「子育て費用に充てている（貯蓄含む）」とは、「子どもの生活費」、「子どもの教育費等」、「子どものおこづかいや遊興費」、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」に充てているとの回答の金額を合計したもの。「その他」とは、「大人のおこづかいや遊興費」、「子どもに限定しない家庭の日常生活費」、「その他」に充てているとの回答の金額を合計したもの。
（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

児童手当（特例給付含む）受給者の世帯年収

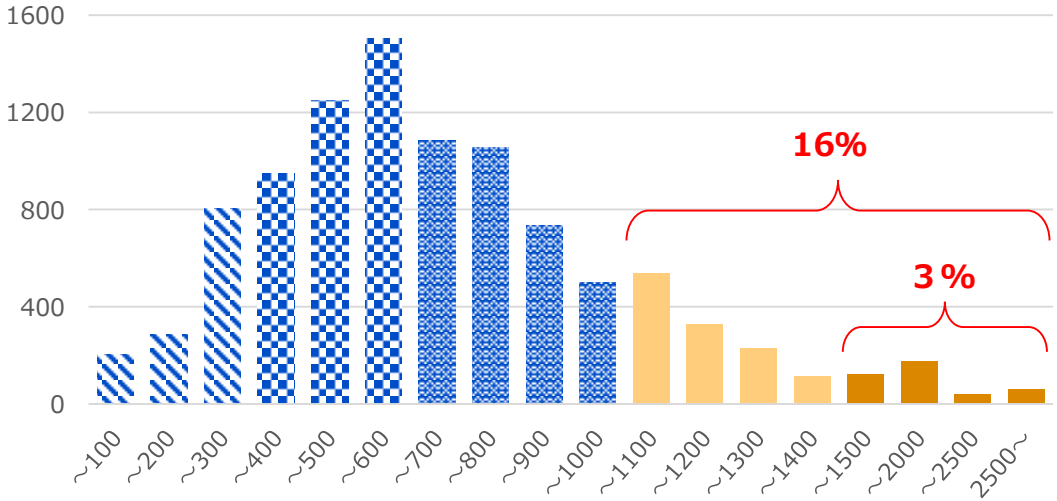

（出所）厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

【改革の方向性】（案）
○　教育・保育などへの現物給付が充実していく中で、必ずしも子どものために充てられるとは限らない児童手当（現金給付）については、政策効果や公平性の観点から、使途等の実態を踏まえた所得基準や給付額見直しを検討すべき。特に、所得基準を超える者への特例給付については、廃止を含めた見直しを行うべき。

世帯の就労形態の変化を踏まえた所得基準の見直し

○　児童手当は、世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の所得のみで判定するため、これが所得制限（夫婦子２人で年収960万円未満）を超えなければ、世帯全体の所得に関わらず支給対象となる仕組み。
○　1992年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を超えるなど、世帯における就労形態が多様化。
○　一方、保育料など他の社会保障制度においては、世帯合算の所得により給付額等の判断がなされる例も多い。

専業主婦世帯と共働き世帯

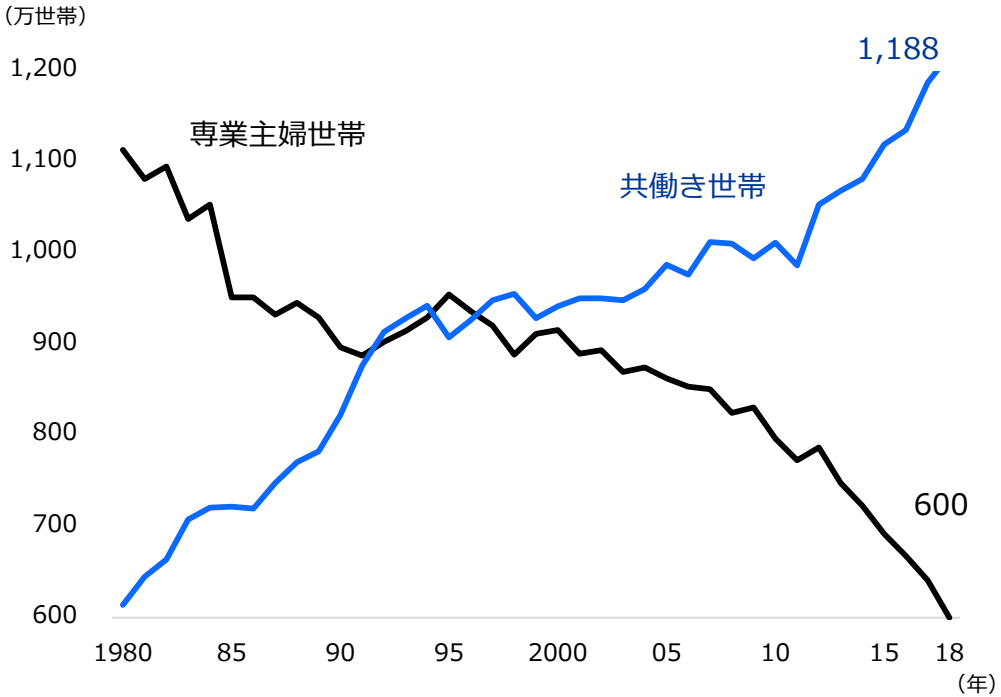

（出所）独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

（注）「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

児童手当の支給例（子２人（小学生１人、３歳未満１人）の場合）

収入の例	児童手当支給額（月額）
世帯収入1,200万円（夫　収入 1,000万円／妻　収入 200万円）	特例給付10,000円（小学生 5,000円／３歳未満 5,000円）
世帯収入1,200万円（夫　収入 800万円／妻　収入 400万円）	児童手当25,000円（小学生 10,000円／３歳未満 15,000円）

所得基準の算定方法

制度	算定方法
保育料	**父母の総所得金額等の合計額**に基づき決定 ※ 父母の収入が103万円未満の場合は、生計の中心者を同居祖父母とみなし、同居祖父母の市町村民税額も含めて算出
国民健康保険料（所得割額）	**所得割額**（前年の所得に応じて負担する保険料）**は、世帯の総所得金額等の合計額**に基づき決定 ※ 所得割額の他に、被保険者均等割額（世帯の加入者数に応じて負担する保険料）、世帯別平等割額（１世帯あたりの保険料）がある
児童手当	**世帯の中で最も所得が高い者（主たる生計者）の総所得金額等**に基づき決定

【改革の方向性】（案）
○　所得基準の見直しにあたっては、足元の状況変化や公平性の観点等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。

保育公定価格の見直し

○　子ども・子育て支援制度については、新制度施行後５年の見直しを迎えるにあたり、公定価格の適正化に向けた検討が必要。
○　保育サービス（現物給付）の対価は、公定価格により施設等に対して支払われるが、勤務職員数など、実態と乖離した単価となっている例がある。

土曜日の開所日数

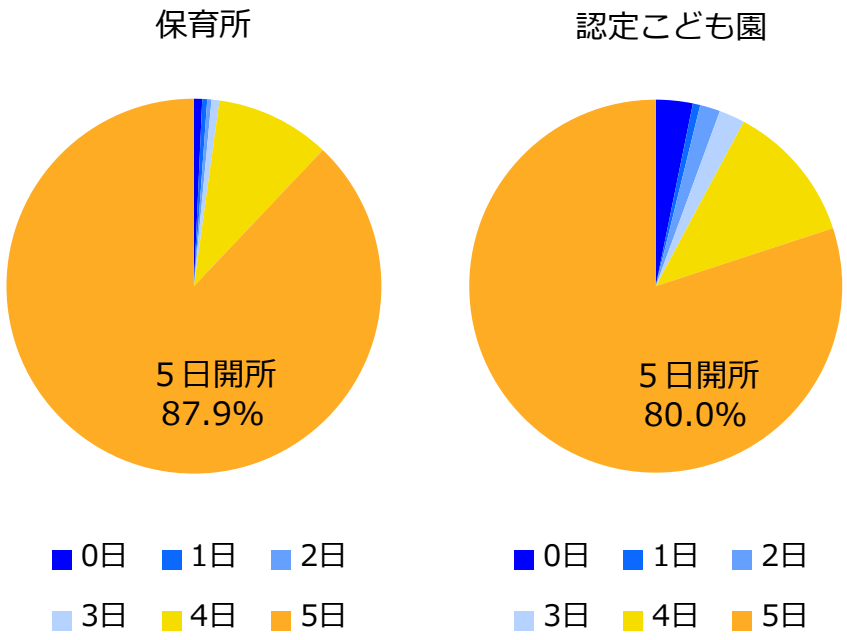

※ 2018年3月の土曜日5日の開所日数の分布であり、無回答を除く。

１日あたりの平均利用児童数

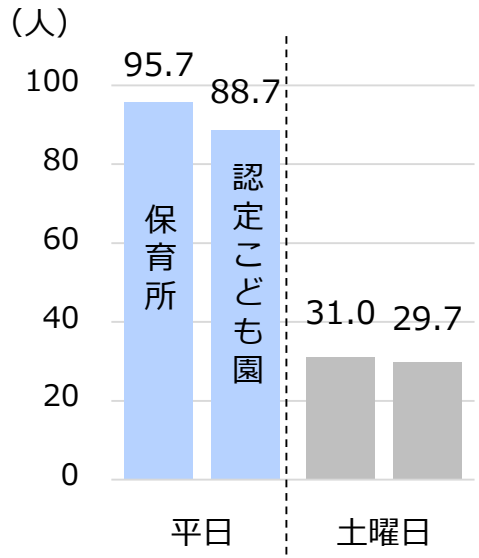

１日あたりの平均勤務職員数（職員全体）

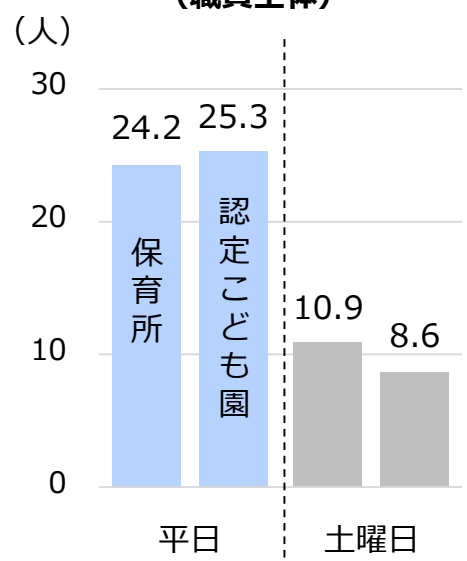

１日あたりの公定価格の例（保育所）

2,192 円/日　　2,192 円/日

※ 公定価格の例は、東京都千代田区の定員区分60人の施設における４歳児定員１人あたりの日額（各種加算無し）。常態的に土曜日に閉所する場合は、日額2,061円（通常比▲６%）となる。

（出所）厚生労働省「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書（私立保育所の運営実態等に関する調査）」、内閣府「公定価格単価表」（2019年３月21日改定）

【改革の方向性】（案）
○　新制度施行後５年の実施状況を踏まえた公定価格の見直しを行う必要がある。
○　例えば、土曜日の利用児童数・勤務職員数は、平日よりも大幅に少ないにも関わらず、公定価格の算定においては平日と同額としている。こうした点も含め、実態に即した公定価格に見直していくべき。